

G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ

我々、G7 の気候・エネルギー・環境大臣は、2024 年 4 月 29 日～30 日にトリノで会合を開催した。

我々は、ウクライナに対する G7 の揺るぎない支援を再確認した、2024 年 2 月 24 日に発表された G7 首脳声明を想起し、国連憲章のあからさまな違反である、ロシアによる違法で、不当で、いわれのない全面的な侵攻が続く中、ウクライナの自由及び民主的な未来のために休みなく戦いを続けてきたウクライナの人々の勇気及び強靱性に改めて敬意を表する。我々は、発電所と電力網に対する直接的な攻撃を非難し、ロシアによって意図的に破壊されたウクライナの重要なエネルギー・環境インフラの修復と復旧を引き続き支援する。そして我々は、G7+ウクライナ・エネルギー調整グループやグリーン復興などを通じて、ウクライナのエネルギー安全保障に対する我々の強力な支援を再度強調する。我々はまた、全ての政府に地政学的な課題をもたらし、世界中の人々、特にエネルギーと食料の安全保障に重大な影響を及ぼす、地球のいくつかの地域における複数の危機を深く懸念する。我々は、ガザにおける壊滅的かつ高まる人道危機を深く懸念し、2023 年 12 月 6 日の G7 首脳声明及びその他の関連する G7 声明、並びに 2024 年 2 月 20 日に発出された紅海危機に関する G7 交通大臣宣言、2024 年 4 月 19 日に採択された中東情勢に関する G7 外相コミュニケ、及び 2024 年 3 月 25 日の即時停戦や全ての人質の即時・無条件の解放を求める国連安全保障理事会決議第 2728 号を想起する。

I. 前文

気候変動、生物多様性の損失、汚染という三つの世界的危機 - 我々は、持続可能な開発に対する世界的脅威をもたらす、砂漠化、土地、土壌及び海洋の劣化と水不足、干ばつ、森林減少のみならず、気候変動、生物多様性の損失、汚染という相互に関連し、強化し合う世界的危機から生じる重大性と緊急性について、改めて懸念を表明する。さらに我々は、これらの問題が、経済的・社会的混乱、健康上の脅威、環境破壊、エネルギーへのアクセスと安全保障上の課題、そしてロシアのウクライナに対する侵略戦争によって引き起こされた、あるいは悪化させたものを含む、既存の安全保障上の懸念をさらに悪化させていることを認識する。これらの課題に対処するため、我々はこの決定的に重要な 10 年間において、緊急・短期・中期的な具体的行動を実施するというコミットメントを再確認する。我々は、これまでの進展、我々が動員した支援、そして G7 以外の国々と築いたパートナーシップを礎として、三つの危機に対処していく。

三つの世界的危機への対応における G7 のリーダーシップ - この観点から、我々は、三つ

の世界的危機への対応における我々のリーダーシップの役割に留意しつつ、グローバル・ストックテイク (GST) に関するパリ協定第 5 回締約国会合 (CMA5) 決定の完全実施に沿い、気温上昇を 1.5°C に抑えることを射程に入れ続けるべく、遅くとも 2050 年までに温室効果ガスのネット・ゼロ排出を達成することを含む、気候、エネルギー及び環境の分野における我々の既存のコミットメントを想起する。そして、持続可能で包摂的な経済成長と開発を確保し、我々の経済のレジリエンスを高め、エネルギー移行を加速させながら、統合された方法で、ネット・ゼロで、循環型で、気候変動に強靱で、汚染のない、ネイチャーポジティブな経済への経済社会システムの転換を実現し、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させる。これらを追求する際、我々は、シナジーを活用し、トレードオフを阻止することにコミットし、この観点からシナジーの促進に関する国連環境総会 (UNEA) 決議 6/7 の実施を支援する。我々は、国連 2030 アジェンダとその持続可能な開発目標 (SDGs)、パリ協定の目標、昆明・モンテリオール生物多様性枠組 (GBF) のゴール及びターゲットの達成に貢献する多国間主義と国際協力を強化することを視野に入れ、すべての献身的なパートナーと協力し、これらのコミットメントを効果的かつ効率的な方法で完全に実施する決意を再確認する。

行動のための決定的に重要な年 - 我々は、この決定的に重要な 10 年間にあらゆるレベルで行動を起こすことの緊急性を強調し、すべてのパートナーと緊密に協力することにコミットし、世界的な気候、エネルギー及び環境に関するコミットメントの実現を可能とするものとしての国際協力の重要な役割を強調する。我々は、ネット・ゼロで、循環型で、ネイチャーポジティブな経済への転換を達成するために、すべてのセクター、すべての国、すべてのレベルでの緊急かつ強化された行動の必要性を再確認する。我々が直面している三つの危機に対処するために膨大な資源が必要であることを留意し、我々は、民間及び公的、国内及び国際的なあらゆる資金源から資金を動員することの重要性を強調する。また我々は、リオ 3 条約締約国会議、すなわち国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議 (COP29) 及びパリ協定第 6 回締約国会合 (CMA6)、生物多様性条約第 16 回締約国会議 (CBD-COP16)、砂漠化対処条約第 16 回締約国会議 (UNCCD-COP16)、並びにプラスチックのライフサイクル全体に対し、海洋環境も含む、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の年内の確定など、これらの目標を達成する上で、本年が不可欠な役割を果たすことを強調する。

科学 - 我々は、地球規模の気候・環境危機に対処するための政策立案において、科学に基づくアプローチの重要性を再確認する。この目的のため、我々は、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) とその第 6 次評価報告書 (AR6)、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) のグローバルアセスメント、国連環境計画 (UNEP) とその地球環境概要、国際資源パネル及びその他関連する国際科学・政策パネル

とその報告書の貢献を歓迎し、それらの継続的な協力を求める。我々は、気候や環境に起きている変化を理解し、関連するネガティブな傾向を緊急に反転させるための解決策を特定する上で、利用可能な最良の科学と先住民の知見を深く考慮する必要性を強調する。

包摂 - 我々は、社会全体、特に脆弱なグループや疎外されたグループが果たす役割の重要性を認識し、環境・社会・経済の持続可能性を達成するためには、特に三つの危機の最前線にいる人々やコミュニティによる市民の強固な関与及び参加が不可欠であることを強調する。我々は、この目的のために、誰一人取り残すことなく、移行が公正かつ包摂的であることを確保するというコミットメントを再確認する。G7 のメンバーとして、我々は、社会のすべてのセグメントと緊密に協力し、それらの積極的な関与、意味のある参加を支援する。持続可能な未来の形成における若者の声の重要な役割を認識し、特に、若者の参加と、彼らの革新的なアイデアを紹介するプラットフォームである「Youth4Climate」といった若者のイニシアティブをエンパワー、支援することにコミットしており、加えて、環境課題に対処するための国内及び国際的な場における若者の意味ある関与を確実にする。また、気候変動、クリーンエネルギーへの移行など、環境問題への取組において先住民が果たす重要な役割を認識し、「先住民族の権利に関する国連宣言」で確認されている先住民の権利を尊重することにコミットする。さらに、我々は、ネット・ゼロの未来に向けた持続可能な変革を推進する上で、すべての地方政府、企業、産業界、労働者、労働組合が果たす重要な役割を認識する。

ジェンダー - 我々は、女性及び女兒、LGBTQIA+の人々のエンパワーメントのためにあらゆる適切な措置を講じ、必要な知識と技術を備えた革新的かつ包摂的な労働力の創出を支援することで、ジェンダーと LGBTQIA+の公正を、三つの危機への取組とクリーンエネルギーへの移行を加速させるための我々の努力の中心に据えるというコミットメントを再確認する。我々は、女性と女兒が気候変動の影響によってしばしば不均衡に影響を受けていること、また、彼女たちのリーダーとしての、及び変革の担い手としての重要な役割を認識し、国連気候変動プロセスにおけるジェンダーに関するリマ作業計画とジェンダー行動計画、生物多様性条約（CBD）におけるジェンダー行動計画など、関連するあらゆる場において、女性のエンパワーメント並びにジェンダー平等を支援することを決意する。我々は、特にクリーンエネルギー部門でのジェンダー平等と多様性に向け、「Equal by 30」キャンペーンの下での共同努力を含め、引き続き取り組んでいく。我々の行動におけるジェンダーに関する影響をより適切に評価するべく、より正確な性別に基づくデータを収集し、G7 ジェンダー平等アドバイザリー評議会、クリーンエネルギー閣僚会合、国際エネルギー機関（IEA）及び国際再生可能エネルギー機関（IRENA）と協力し、進捗追跡の取組協力を増加する。

II. 気候・エネルギーセクション

G7 ネット・ゼロ・アジェンダの加速化

1. **気温上昇を 1.5°Cに抑えることを射程に入れ続ける** - 我々は、現在の排出量の軌道と世界の平均気温上昇を 1.5°Cに抑えるために必要な排出量の軌道との間には大きなギャップがあるという GST の見解に深い懸念をもって留意する。我々はまた、現在のパリ協定の国が決定する貢献 (NDC) の実施により 2030 年までに温室効果ガス (GHG) 排出量を 2019 年比で平均 2 %削減できるという、NDC に関する 2023 年統合報告書における見解を懸念を持って想起する。この観点で、我々は、この決定的に重要な 10 年間において、1.5°Cの道筋に沿って、世界の GHG の大幅、迅速かつ持続可能な削減の緊急の必要性を十分に認識している。我々は G7 として、IPCC の第 6 次評価報告書 (AR6) の最新の見解を踏まえ、世界の GHG 排出量を 2019 年比で 2030 年までに約 43%、2035 年までに約 60%削減するための取組に十分に貢献することに引き続きコミットする。我々は、遅くとも 2025 年までに世界の GHG 排出量をピークアウトし、2050 年までに世界のネット・ゼロ排出を達成するためには、これが共同の取組であり、全ての国、特に主要経済国の更なる行動が必要であることを強調する。
2. **1.5°C目標に整合した NDC** - GST が、2025 年初頭までに通報される次期 NDC の明確な方向性を示し、具体的な行動を拡大し加速させる緊急の必要性を強調していることを認識し、我々は進捗状況を追跡しつつ、可能な限り高い排出削減の軌道に向けた取組を継続することを確認する。この目的のため、我々は、投資を活性化させるものとして次期 NDC を適時に通報することを決意する。この点で、我々は、全ての国、特に気温上昇を 1.5°Cに抑えることを射程に入れ続けるために最も重要な排出軌道を有する主要経済国に対し、GST の成果に対応し、今世紀半ばまでのネット・ゼロに整合的で、全ての GHG、セクター及び分類を含む経済全体の総量削減目標を含み、利用可能な最良の科学に基づき、地球温暖化を 1.5°Cに抑えることに整合した NDC を 2025 年初頭までに通報するよう求める。我々はまた、今世紀半ばまでに、あるいはその前後で、ネット・ゼロへの道筋を示す長期低 GHG 排出発展戦略 (LTS) をまだ策定していない国に対し、2024 年末までに策定するよう促す。我々は、特に後発開発途上国 (LDC) 及び小島嶼開発途上国 (SIDS) にとって、NDC の準備と通報の難易度が高いことに留意し、適切な支援を提供する用意がある。我々はまた、パリ協定で求められているとおり、隔年透明性報告書 (BTR) を期限内に提出することの重要性を強調し、この要件を満たすという我々の意図を確認するとともに、他国が同様に提出することを支援する。この観点で、
我々はコミットする。
 - i. CMA7 の 9 から 12 ヶ月前に、1.5°C目標に整合し、全ての GHG、セクター及び分

類を対象とする経済全体の総量削減目標を含み、前進及びできる限り高い野心を示す NDC を提出し、気温上昇を 1.5°C に抑えることを射程に入れ続けるためには他の主要経済国が同様の NDC を提出することが不可欠であることを強調する。

- ii. 決定 1/CMA.5 パラグラフ 28 及び 33 に規定される世界全体のセクター別目標を含め、NDC が GST の成果からどのように情報を得ているかを説明する。
- iii. 次期 NDC に 2030 年目標を含め、当該目標が 2050 年ネット・ゼロ目標及び LTS に整合していることを説明する。
- iv. 緩和野心及び実施を緊急に拡大するための行動可能な成果を得るために、決定 1/CMA.5 のパラグラフ 187 に記載されている GST 年次対話及びシャルム・エル・シェイク緩和野心実施作業計画に積極的に参加する。
- v. NDC パートナiershipを含め、途上国における NDC 策定のための能力構築のニーズに対する支援を提供し、全ての国際機関及び国連システムがこの点で取組を連携するよう奨励する。
- vi. パリ協定で求められている BTR を、遅くとも 2024 年 12 月 31 日まで、可能な場合は COP29 に十分先んじて提出し、他国が同じように提出するよう奨励し、支援する。

3. **GST の成果** - 我々は、CMA.5 の GST 決定に示された、力強く、明確で、バランスのとれた成果を歓迎し、CMA.5 で決定された世界規模での取組の一部として、各国の異なる道筋を認識しつつ、脱炭素化に向けたあらゆる解決策や技術を活用し、以下の具体的な行動を実施する意図を確認する。我々は、パリ協定の目標に向け、緩和、適応、実施手段、支援にまたがる気候変動対策の規模の拡大と加速化の重要性を念頭に置きつつ、GST の成果及び第 1 回 GST の関連する成果を統合するための関連作業プログラムの実施に関する UAE 対話に関与する。

- a) **世界全体での再生可能エネルギー 3 倍目標** - 我々は、再生可能エネルギーの導入ペースと規模を大幅に拡大し、世界全体での化石燃料からの移行を推進し、エネルギー安全保障及び経済成長を向上させ、雇用を創出しなければならないことを認識する。我々は、再生可能エネルギーの導入を加速させることの重要性を再確認し、再生可能エネルギーの設備容量を 2030 年までに少なくとも 11TW となる 3 倍にするという世界全体での目標の実施と、2030 年に 2000GW のギャップを埋めるために、許認可、ファイナンス、社会受容からの課題を緩和するための断固とした行動を確保することに全面的にコミットする。再生可能エネルギー容量を 3 倍にするという COP28 の成果を達成するために、我々は、特に、蓄電システム、分散型エネルギー源、スマートグリッド、デジタル化されたディマンド・レスポンス、太陽光発電の自家消費、及びプロシューマーとしての消費者の積極的な役割と再生可能エネルギー・コミュニティの両方の推進の増加を通じて、電力システム

の強靱性と柔軟性を拡大しなければならない。また、我々は、安全かつ豊富な供給を確保するために、ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力発電、エネルギー貯蔵技術を含む再生可能エネルギーの多様化されたサプライチェーンを構築することの重要性に留意し、2030 年までに洋上風力発電の容量を合計 150GW 増加させ、太陽光発電の容量を合計 1 TW 以上に増加させるという、2023 年の G7 のコミットメントを再確認する。我々は、IEA と IRENA の分析によれば、既存の政策が完全かつ適時に実施されれば、G7 は太陽光発電の拡大を達成する軌道に乗っていることを強調する一方、競争入札量の増加、許認可の迅速化、洋上系統の拡張及び接続の加速に関する政策的取組の強化により、洋上風力発電の導入をさらに加速させる必要があることに留意し、系統用蓄電池と系統投資の拡大を求める IEA の 2023 年ネット・ゼロ・ロードマップを認識すると共に、系統統合やバランシングに関する課題を克服する上でのそれらの役割を強調する IEA の 2024 年蓄電池特別報告書に留意する。

我々はコミットする。

- i. 既存の目標や政策を通じて、電力部門におけるエネルギー貯蔵の世界目標 2030 年 1500GW（2022 年 230GW から 6 倍以上増加）への貢献を含む、ディマンド・リスポンス、系統増強、スマートグリッドの導入を通じたシステムの柔軟性の向上によって、世界全体の再生可能エネルギー容量を 3 倍にすることを支援し、エネルギー安全保障を強化する。
- ii. 発表された各国の気候変動目標を達成するためには、世界全体での系統投資を 2030 年までにほぼ倍増し、年間 6,000 億ドルを超える必要があるという IEA の分析を想起し、世界全体で再生可能エネルギー容量を 3 倍にし、エネルギー安全保障を強化することを支援するため、ネットワークの拡張、強化、近代化、デジタル化を目指すし、2030 年までに送配電網への投資を大幅に拡大する。
- iii. 蓄電効率を高め、蓄電コストを削減するため、定置用蓄電池の開発と導入を促進し、蓄電を系統計画や運用に含めるための調整、支援策、技術を拡大する。
- iv. 持続可能でコスト競争力のある代替蓄電池化学及び材料を含む、多様で、持続可能な、安全かつ透明性のある蓄電池サプライチェーンを奨励し、蓄電池システムのライフサイクル全体において資源効率と循環性を促進する。
- v. 系統増強、地域送電、スマートグリッド、デジタル化されたディマンド・リスポンス、太陽光発電の自家消費、プロシューマーとしての消費者の積極的な役割、配電網のより積極的な役割などを通じることを含めて、送電網とその柔軟性と強靱性を強化するための協力と知識共有の措置を促進する。
- vi. 追加的な再生可能エネルギー容量、貯蔵、系統拡張及び近代化への投資を加速するため、許認可手続、市場設計、電力買取契約を含む政策と規制の調整を支援する。
- vii. エネルギーの柔軟性と貯蔵に関する技術、特にエネルギー消費の季節変動に対応した技術の研究開発を含む政策と対策を促進する。

我々は、IRENA と IEA に対し、世界の再生可能エネルギーの進展に関する既存の定期的な分析に基づき、世界全体の再生可能エネルギー3 倍目標に対する我々の共同での貢献の進捗を監視し、2025 年までに報告するよう求める。

b) 世界全体でのエネルギー効率 2 倍目標 - 我々は、2030 年までにエネルギー効率改善率を世界平均で 2 倍となる 4 %にするという COP28 での UAE コンセンサスにおけるコミットメントを確認し、全ての国に対し、この目標達成に向けた追加的な取組をとるよう求める。省エネルギーは第一の燃料であり、エネルギー安全保障に資するクリーンエネルギー移行の不可欠な要素である。IEA の「2050 年までのネット・ゼロ・シナリオ」は、エネルギー需要を大幅に削減し、その結果として早期の排出削減を実現し、同時に、エネルギー価格の低廉化、エネルギー安全保障の強化、及び投資コストの低減を支援するために、この 10 年間で省エネルギーに関する行動をより強化することが重要であることを示している。我々は、化石燃料からの移行を進め、そして、社会的・経済的利益をもたらすとともに、包摂的で、人々を中心とした公正なネット・ゼロへの移行を支えるにあたって、省エネルギーが果たす役割を強調する。我々は、クリーンエネルギー移行における電化の役割を強調する。我々は、全ての国に対し、省エネルギーに関する野心的目標と具体的行動を、次期 NDC と国家エネルギー移行計画に反映させることを奨励する。この目的のため、我々は、政策と必要な投資枠組みを構築するための途上国へのキャパシティ・ビルディングと技術支援を強化する。我々は、効果的な省エネルギー対策及び投資促進の基礎として、国及び地方レベルでの適切な規制枠組みと、ヒートポンプ、デマンドサイドマネジメント、デジタル化などの既存及び革新的な技術に関する加速された行動の重要性を強調する。我々は、省エネルギー関連情報の開示、ベストプラクティスの交換、省エネルギー関連のファイナンス、中小企業の支援、行動対策などのエネルギー充足性、持続可能な製品やサービスの選択肢の増加を強く促進する。2050 年までにネット・ゼロ排出を達成するためには、暖房、冷房、冷蔵、照明、モーターなどのエネルギー製品の基準について、世界全体での普及及び強化を加速させる必要がある。特に、すべての国において、大幅な改修と野心的な基準の採用及び実施を奨励することにより、公共及び民間建築物のストックについて急速なエネルギー転換を実現することが極めて重要である。また、各国の事情に応じ、歴史的建造物の制約を考慮しつつ、既存建築物のネット・ゼロまたはニアリー・ゼロ・エネルギー・ビルディング (nZEB) への転換を達成することも重要である。この観点から、我々は、持続可能な建築セクターの発展を促す重要な手段として、第 1 回建築物と気候グローバル・フォーラムで採択された、建築物の脱炭素化に関するシャイヨ宣言に留意する。我々はまた、エネルギー消費量と GHG 排出を一貫して削減し、公共サービスに再配分可能な経済的節約を促進するため、エネルギー効率を高めるための介入を促す公共部門のリーダーシップへの支援の必要性を認識する。我々は、IEA に対し、世界全体でのトラッキング、省エネルギー政策ツールキット、本年ケニアのナイロビで開催される省エ

エネルギーに関する年次グローバル会議などを通じて、COP28 のエネルギー効率に関するグローバルなプレッジの達成支援を求める。我々はまた、エネルギー効率 2 倍目標を支える、スマートで、都市型の、クリーンかつ持続可能なエネルギー移行を加速させる触媒としての都市の役割と、デジタル化がもたらす利点を認識している、IEA の報告書「都市のエネルギー移行に力を与える：スマートシティとスマートグリッド」に留意する。我々は、エネルギー効率の向上を支援するために進行中の多くの国際的イニシアティブを称賛し、世界目標を共同で達成するための緊密な協力を呼びかける。

我々はコミットする。

- i. 国または地方レベルでのエネルギー効率を高めるための介入の強化において公的部門が果たす主導的役割を強化し、効果的な規制・財政措置を推進する。この文脈において、我々は、ネット・ゼロ・ガバメント・イニシアティブを通じた継続的な関与を歓迎するとともに、COP29 までに全ての署名国が完了するよう奨励される、具体的かつ効果的なロードマップを特定することを含め、2050 年までに国の政府の活動からの排出量をネット・ゼロにするという目標達成に向けた努力を強調する。
- ii. 開発途上国及び最も脆弱な国が、2030 年までにエネルギー効率改善率を 2 倍の 4% にするという世界的な取組に貢献することを支援し、最終用途の主要部門におけるエネルギー節減を推進するために、ベストプラクティスを交換することに協力する。
- iii. エネルギー使用製品、建物、工業・商業プロセス及び施設の基準の引き上げを継続し、開発途上国が基準とラベリングの枠組みを実施及び強化することを支援するために、政策と規制の手段を自由に活用する。
- iv. 国際協力の強化、知識交換、キャパシティ・ビルディング、自主的かつ相互に合意した条件での技術移転、革新的なアプローチを試行するプロジェクトを通じて、スマートな都市のクリーンエネルギー移行を支援する。このような観点から、我々は、IEA の支援を受け G7 議長国によって支持され、特に新興市場や途上国との間でこれらのテーマに関する国際協力を相乗的に推進する、デジタル需要主導型電力ネットワーク（3DEN）イニシアティブの役割を歓迎する。

c) 排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウト及び電力システムの

脱炭素化に向けた取組の加速 - 我々は、G7 諸国の GDP が 3 倍以上に成長する一方で、石炭需要は 1900 年以来的水準に達し、G7 諸国におけるエネルギー起源の CO2 排出量と石炭需要が 2023 年に記録的な低水準に達するという IEA の調査結果を歓迎する。この励みになる達成にもかかわらず、IEA のネット・ゼロ・ロードマップレポートがそのシナリオにおいて、パリ協定を達成するために、排出削減対策が講じられていない石炭のフェーズアウトが、先進国では 2030 年代に、全ての他の地域では 2040 年までに必要であること、及び排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所は建設されるべきでないことを示している分析に留意しつつ、我々は、世界全体の既存の石炭資産からの排出に

よって（それだけで）世界が 1.5°Cの限界を超えてしまうことに懸念をもって留意する。我々は、気温上昇を 1.5°Cに抑えることと矛盾しないタイムフレームで、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速するという目標に向けた、具体的かつ適時の取組を重点的に行う必要性を認識し、世界の石炭火力発電容量が 1.6%増加して 2.2TW 以上に達したという IEA の最新の証拠と、先進国以外で建設中の潜在的な石炭火力発電容量が 500GW 以上存在するという推定に懸念をもって留意し、2023 年 G7 首脳声明に沿って、他の国及びパートナーに対し、排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所の許可と建設を可及的速やかに終了させるために我々に加わるよう改めて呼びかけ、脱石炭同盟の取組を認識し、これらの目標を促進するための石炭移行アクセラレーターへの参加国の活動に留意する。この目的のため、我々は、IEA に対して、化石燃料からの移行に向けた取組の一環として、1.5°C目標を射程に入れ続けるため、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の世界的なフェーズアウトに向けた行動と、排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所の回避に必要となるより広範な国際的進展について、2025 年に報告することを求める。気温上昇を 1.5°Cに抑えることを射程に入れ続けることと整合的な方法で、排出削減対策が講じられていない国内の石炭火力発電のフェーズアウトを加速するという目標に向けた、具体的かつ適時の取組を重点的に行うという我々の札幌でのコミットメントを想起し、この文脈で、我々のそれぞれの既存のフェーズアウト時期を再確認し、

我々はさらにコミットする。

- i. 各国のネット・ゼロの道筋に沿って、2030 年代前半、または、気温上昇を 1.5°Cに抑えることを射程に入れ続けることと整合的なタイムラインで、我々のエネルギーシステムから排出削減対策が講じられていない既存の石炭火力発電をフェーズアウトする。
- ii. その間、我々のエネルギーシステムにおける排出削減対策が講じられていない石炭火力発電所の使用を、気温上昇を 1.5°Cに抑えることを射程に入れ続けることと整合的な水準に、可能な限り削減する。
- iii. この観点で、次期 NDC に情報を提供し、実施する政策の一環として、具体的かつ適時の取組を行う。
- iv. 排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所のプロジェクトの承認を世界全体で可及的速やかに終了することに向けて、各国及び金融セクターを含む国際パートナーとの協力を促進する。
- v. 民間金融機関に対し、排出削減対策が講じられていない石炭火力からの移行を可能にし、排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力への支援を終了するため、政府と共に取り組み続けることを呼びかける。

d) ネット・ゼロ排出のエネルギーシステムに向けた世界的な取組の加速 - 我々は、今世紀半ばより十分以前に、または半ば頃まで（well before or by around mid-century）に、エネルギーシステムにおいてネット・ゼロ排出を達成することが、1.5°Cの道筋のために極めて重要であるという CMA.5 の成果を想起する。我々は、2023 年にエネルギー起源の CO2 排出量が増加し続け、過去最高の 374 億トン（37.4Gt）に達したという IEA の調査結果に、懸念をもって留意する。我々は、エネルギー関連の排出を削減するために、費用対効果が高く、直ちに利用可能な解決策が今日多く存在するという IPCC の調査結果を想起する。我々は、国際エネルギー機関のクリーンエネルギー市場モニターの初版を歓迎し、太陽光発電、風力発電、原子力の使用を選択した国においては原子力発電、電気自動車、ヒートポンプを含む 5 つの主要なクリーンエネルギー技術の加速的な導入により、2019 年から 2023 年にかけて、既に年間約 2.2Gt の CO2 排出が回避されているという調査結果を強調する。我々はまた、2050 年までのネット・ゼロのために必要な排出削減量の 35% は、今日の商業化前のエネルギー技術からもたらされなければならないという国際エネルギー機関の分析に沿って、ネット・ゼロ・エネルギーシステムに到達するために、エネルギーイノベーションへの官民投資を加速する必要性を認識し、エネルギーイノベーションの進展が既に新しい手段を提供し、それらのコストを引き下げていることを強調する。我々は、IEA、ミッションイノベーション、クリーンエネルギー大臣会合、電力ブレイクスルー・アジェンダを含む、特に既存の国際フォーラムを通じて、ネット・ゼロ排出経路に必要なクリーンエネルギーソリューションの開発と商業化を加速するための国際協力の重要性を強調する。我々は、2035 年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化を達成するという我々のコミットメントを確認し、全ての主要経済国に対し、IPCC が示す必要な排出削減を実現するため、2050 年より十分以前に、もしくは 2050 年までにエネルギーシステムのネット・ゼロを達成するという目標と整合する NDC を 2025 年に提出するよう求める。我々は、関連する多国間イニシアティブを通じることを含めて、これらの目標に向けた効果的な協力のため、パートナー国と関与する用意がある。

e) エネルギーシステムの化石燃料からの移行 - 我々は気候変動との闘いにおけるエネルギーの重要な役割を認識し、公正で秩序ある衡平な方法で、エネルギーシステムにおける世界全体での化石燃料からの移行の必要性を強調し、科学に沿って 2050 年までにネット・ゼロを達成するためにこの決定的に重要な 10 年間に行動を加速させながら、全ての国に対し、この目標に向けて迅速に行動するよう求める。

我々は、世界規模での取組の一環として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前の水準よりも 1.5°C に抑えるために必要な軌道に沿って、遅くとも 2050 年までにエネルギーシステムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させるという我々のコミットメントを強調し、他国に対して我々と共に同様の行動をとることを求める。この文脈で、我々は、現在の政策設定に基

づけば、全ての化石燃料の需要は 2030 年以前にピークに達すると予想されるという IEA の分析を歓迎するが、ネット・ゼロ・シナリオでは、排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所の建設の終了を含め、2030 年までに 25%以上、2050 年に 80%の化石燃料の需要削減が必要であることを留意する。我々はまた、ネット・ゼロの軌道と整合的な化石燃料の非燃焼利用の役割を認識する。この目的のため、我々は、IEA に対し、化石燃料需要の削減やその進捗状況の詳細な追跡の提供を含む、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行を可能とするような技術的道筋や技術的タイムフレームを含め、この移行の実施に資するロードマップをどのように設計するかについての提言を 2025 年中に政策決定者に提供することを求める。この文脈において、

我々はコミットする。

- i. NDC 及び LTS に情報を提供し、反映させることを含め、国内の計画、政策及び行動の策定と実施を通じて、エネルギーシステムにおける世界全体での化石燃料からの移行への貢献を実行に移し、他の国々、特に他の主要経済国に対し、同様の行動をとるよう求める。
- ii. パリ協定の目標と整合的な形で、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行を加速させるため、世界全体で低廉で包摂的な移行を進めることを支持する行動を支援する。
- iii. 発電、輸送、その他最終ユーザーにおけるクリーン技術の迅速な規模拡大を含め、化石燃料の需要と使用を削減するための集中的な取組を行う。

f) 産業脱炭素化と排出削減が困難なセクター - 我々は、産業部門、特に排出削減が困難なセクターにおける脱炭素化を加速させる必要性を認識し、環境に対する潜在的な悪影響を大幅に削減することを目指し、循環型経済を含む革新的技術の世界全体での迅速な規模拡大を支援する。我々は、CMA.5 GST でも強調されているように、CCU/カーボンリサイクル、CCS、CO₂ 除去対策を含む炭素管理技術が、特に排出削減が困難なセクターにおいて、ネット・ゼロへの移行に不可欠な要素であることを認識する。従って、我々は、CO₂ の輸出入メカニズム整備を促進すると同様に、炭素管理技術及びインフラの導入ペースと規模を大幅に拡大することの重要性を確認し、さらに、2030 年までにギガトン規模に達する炭素管理プロジェクトを推進するという世界全体での目標を支援するため、カーボンマネジメントチャレンジに参加しているメンバー国の活動に留意する。我々は、再生可能、クリーン／ゼロ排出、低炭素由来の水素並びにアンモニアなどのその派生物が、セクター及び産業全体、特に排出削減が困難なセクターにおいて、脱炭素化を進める鍵となることを強調する。我々は、安定的で強靱な、再生可能、クリーン／ゼロ排出、低炭素由来の水素サプライチェーンを構築すること、及び、環境・社会基準に準拠した水素認証スキームの相互承認と国際基準の策定に引き続き取り組むことの重要性を確認する。これには、バリューチェーン全体にわたる水素の GHG のフットプリント算定のための標準

化された方法論や、炭素集約度に基づく取引可能性、透明性、堅牢性、及び信頼性を確保し、直接的及び間接的な温室効果ガス排出の両方を理解し対処するために、気候・環境・社会基準に基づく相互承認メカニズムに向けた取組が含まれる。我々は、炭素吸収源の維持及び増加に影響を及ぼさない供給源、特に廃棄物から持続可能な方法で製造された、ネット・ゼロあるいは低温室効果ガスのバイオメタン、バイオ LNG、バイオ LPG、バイオガス、バイオディーゼル、バイオ炭、バイオ石炭の適切な利用などの、再生可能及び低 GHG の利用を進める機会を認識し、特に排出削減が困難なセクター及びオフグリッドセクターにおける幅広い利用によって、それらの重要性の高まりに留意する。1.5°Cの気温上昇を射程に入れ続けるためには産業部門の脱炭素化が重要であり、重工業部門の低及びニア・ゼロ排出の定義の開発・強化と、排出量測定手法の調和に焦点を当てる必要があることを強調し、我々は、札幌 G7 会合以降の産業脱炭素化における国際協力の進展と、IEA 産業脱炭素化作業部会（WPID）、経済協力開発機構（OECD）の炭素緩和アプローチに関する包摂的フォーラム、クリーンエネルギー大臣会合産業脱炭素化イニシアティブ、気候クラブにおいて、測定と基準に関する作業が進行中であることを歓迎する。我々は、G7 以外の国々も関与させながら、低及びゼロ・エミッション素材に関する国際的な排出量測定手法及び基準を開発するために調整することの重要性を確認する。我々は、国内及び国際的な政策、規制環境、技術及びインフラ計画、世界の商品市場、国際的なサプライチェーン及びビジネスモデル、投資支援及び民間金融の促進による新興市場及び途上国経済（EMDEs）における産業脱炭素化の支援の観点も含め、官民による具体的な行動を実施する必要性を認識する。産業脱炭素化の推進にあたっては、我々は、国際貿易ルールや原則との整合性を維持しつつ、カーボンリーケージのリスクを含む緩和政策の漏えい効果に対処し、貿易関係を支援し、世界の排出削減に貢献する必要性を認識する。我々は、IEA と OECD に対し、IRENA などの他の国際機関と協力しつつ、排出削減が困難なセクターの脱炭素化に向けて、新技術の開発を考慮に入れながら、トラッキング、ベンチマーキング及び潜在的な基準の改善を通じて産業移行を促進するため、産業脱炭素化に関する作業を継続することを求める。

我々はコミットする。

- i. 産業移行のための政策ツールボックス、標準及び定義、鉄鋼の生産と製品に伴う排出に関するグローバルデータ収集フレームワーク、削減貢献量の適切な評価を含め、G7 産業脱炭素化アジェンダ（IDA）の作業をフォローアップし、発展させる。この意味において、我々は、評価メカニズム、認証スキーム、排出量測定手法及び低及びニア・ゼロ・エミッション素材の共通定義に関する国際標準など、現在進行中の国際的な作業や多国間イニシアティブに積極的に関与し、貢献している。
- ii. 脱炭素化の道筋に沿って、特に IEA のネット・ゼロ・ロードマップにあるような低及びニア・ゼロ排出技術を開発・スケールアップすることにより、排出削減が困難な部門における特にエネルギー集約型施設からの排出を可及的速やかにフェーズアウト

することを見据え、排出削減を加速する努力を追求する。我々は、全ての先進国と G20 メンバーに対し、同等に適切なステップを踏むよう求める。

- iii. 既存の分野別の多国間イニシアティブでの作業も通じ、低及びニア・ゼロ・エミッションの鉄鋼、セメント、コンクリート、化学、アルミニウム、ガラス、再生可能な低炭素燃料などの低及びニア・ゼロ・エミッション素材への需要を促進するための政策措置を採用する。
- iv. 産業炭素化のため、規制、ビジネスモデル、市場運営における革新的ソリューションの採用を促進する。
- v. IEA のネット・ゼロ・シナリオに留意し、炭素管理の規模を大幅に拡大するプロジェクトを推進する。我々はさらに、排出量の大部分を確実に回収することを含め、CCUS プロジェクトにおけるベストプラクティスに邁進することを約束する。
- vi. 自由で公正な国際経済システムと、カーボンリーケージに対処する措置を含む、体化排出量を測定する方法論の国際的一貫性の促進において協力し、カーボンリーケージ措置を検討する場合において、関連する国際基準が存在する際にはそれを十分に考慮する。
- vii. 革新的技術、スマート・クリーン電化、エネルギー効率改善、再生可能熱の直接利用、持続可能なバイオエネルギー、廃棄物からの持続可能なエネルギー生産、持続可能なバイオガスとバイオ燃料、再生可能、クリーン／ゼロ排出、低炭素由来の水素並びにアンモニアなどのその派生物、需要地に近い再生可能エネルギーの直接利用、炭素管理技術の利用など、産業部門への投資の拡大を促進し、円滑化する。
- viii. 産業及び排出削減が困難なセクターを脱炭素化するため、研究開発、革新的技術、実証プロジェクトへの投資を拡大する。我々は、脱炭素化のための革新的技術の増加における進捗と今後の課題の評価及び国内外の取組の相乗効果の促進において、IEA エネルギー・イノベーション・フォーラムの最近の成功を認識する。我々は、2025 年のエネルギー・イノベーション・フォーラムの継続を歓迎する。
- ix. 持続可能な燃料や原料の現地生産によるものも含め、途上国における脱炭素技術やソリューションの利用を促進する。

g) 世界の CO₂ 以外の GHG 排出量及びその他の気候汚染物質 - 我々は、キガリ改正が世界的に実施されなければ、HFC の排出により、2100 年までに世界の気温が 0.3~0.5°C 上昇するとの予測を認識し、HFC 等の CO₂ 以外の GHG 排出量及びその他の気候汚染物質を世界全体で大幅に削減する重要性を再確認する。我々は、モントリオール議定書の全ての締約国によるキガリ改正の批准ができるだけ早期に達成されるように、全ての未批准国に対して、同改正の批准を求める。我々は、モントリオール議定書キガリ改正の世界全体での確実な実施を引き続き強く支持し、HFC を段階的に削減しつつ、製造・サービス部門における HFC の消費を削減し、代替技術・設備のエネルギー効率を維持・向上させ

るための早期行動を、多数国間基金を通じて実施・支援する。我々は、2024 年から 2026 年までの期間における 10 億米ドル近い歴史的レベルの多数国間基金への増資を 2023 年に決定したことを歓迎する。我々はまた、ドバイで開催された COP28 で、全セクターにおけるクーリング関連の排出量を 2050 年までに世界全体で 2022 年比で 68%以上削減する目標に向けた協力を約束したグローバル・クーリング・プレッジの宣言を歓迎する。我々は、六フッ化硫黄（SF6）が気候変動に与える深刻な影響と、世界的な協調行動が緊急に必要であることを認識している。SF6 は 100 年間で CO2 の 23,500 倍の温室効果を有する GHG であり、大気寿命は 3,200 年である。我々は、特にアフリカでは、電化に必要な新規系統の大規模な拡張と開発において、排出ロックイン回避の機会があることを強調し、自国内及び他国との協力の下で、こうした機会を追求するという我々のコミットメントを改めて表明する。我々は、対流圏オゾンの CO2 以外の前駆体の重要性を認識する。これらの排出の削減は、大気質に恩恵をもたらし、世界の健康と食料安全保障を改善する。我々はまた、歴史的に現在までに経験された地球温暖化の 5%以上をもたらした亜酸化窒素を削減する必要性、特に産業排出源からの N2O を削減するための即時かつ緊急の機会を認識する。

我々はコミットする。

- i. 経験や優良事例の共有を含め、関連するステークホルダーとともに、CO2 以外の GHG の排出を削減するための具体的な行動をとる。
- ii. 冷媒の適切な選択と、HFC のライフサイクルマネジメント、特に、環境に安全な方法での冷媒の漏えい防止と廃棄時の管理を推進し、開発途上国支援の取組も含め、HFC 排出の早期削減を世界全体で推進するよう努力する。
- iii. グローバル・クーリング・プレッジを体系的に実施するために高いレベルの野心を維持し、気候変動緩和と適応の両方を達成するため、持続可能なクーリングを提供する既存の取組を強化する。
- iv. SF6 の排出と漏えいを削減し、適切な場合には新しいスイッチギア装置での SF6 の使用を 2035 年までにフェーズアウトする取組を追求するとともに、そのような取組は代替製品の利用可能性と適用可能性に左右され、既存の SF6 スイッチギアの適切な保守や廃棄管理を確保することに留意する。

h) メタン排出 - 我々は、大気中のメタン濃度が依然として増加していることを懸念し、現在我々が経験している温暖化の約 3 分の 1 を占めるメタン排出を削減することが、温暖化を 1.5°C に抑えることを射程に入れ続け、気候の転換点を回避し、気温のオーバーシュートを抑制するための鍵であることを強調する。したがって、我々は、すべての排出部門においてメタン排出量を削減する必要があることを認識する。また、我々は、IEA のネット・ゼロ・シナリオによれば、気温上昇を 1.5°C に抑えるためには、石油・ガスの排出集約度と消費量を削減することが、2030 年以降、石油・ガス事業からの GHG 排出量を 60%

削減することを強調する。我々は、気温上昇を 1.5°C に抑えるために、CO₂ とメタンの排出量を全体として削減するには、石油、石炭、ガスの需要削減が不可欠であることを強調する。化石エネルギー部門が短・中期的に具体的なメタン排出削減につながる可能性が高いことを考慮し、石油・ガス事業において、すでに存在する技術によって化石燃料事業からのメタン排出を削減することは、実現可能性が高く、費用対効果も高いことを認識し、このような排出削減は、より低いメタン排出に関連する炭化水素の世界市場の発展とともに、国の取組において中心的役割を果たすべきである。我々はまた、石油・ガス・メタン・パートナーシップ 2.0 (OGMP2.0) のような世界的に認知された枠組みを用いて、石油・ガス産業の事業からのメタン排出量の測定と報告を改善する必要性に留意し、測定と報告に関する国際的な枠組みを強化することにより、民間部門が効果的な自主的措置を講じることを求める。我々は、G7 メンバーが、2030 年までに少なくとも 30% 削減するというグローバル・メタン・プレッジの共同目標に沿って、エネルギー、廃棄物、農業を含む全てのセクターにおいて、メタン排出量の削減を共同で実現するための措置を実施していることを強調する。我々は、ベスト・プラクティス、規制オプション、対策を特定することを目指し、この目標に到達するための実践的な行動をとることの重要性を認識する。我々は、IEA に対し、国レベルでのメタン削減の取組とその成果をさらに監視し、2030 年に世界全体のメタン・プレッジに関する共同目標を達成するための具体的な提言を作成することを求める。これらの取組を更に加速するために、

我々はコミットする。

- i. 化石燃料からの世界全体のメタン排出量の 75%削減に向けて、2030 年までに石油・ガス事業のメタン排出集約度を削減することを含め、強固な手法の開発と測定データの利用を通じて、共同の取組を追求し、IEA の排出削減シナリオを認識した輸入燃料のメタン排出集約度を削減するために G7 以外の生産国と協力する。
- ii. IPCC の 1.5°Cシナリオを踏まえ、2035 年までにメタン排出量を少なくとも 35%削減するという世界的な水準に沿って、メタン対策を加速する。
- iii. 世界全体の利用可能な廃棄物分野のメタン排出削減ポテンシャルを 2030 年までに 30~35%削減することに貢献するため、資源効率と循環経済アプローチの推進や埋立地管理の改善を含めた、廃棄物分野のメタン排出削減対策の加速及び途上国支援を実施する。
- iv. メタン排出削減行動を支援するための規制アプローチと市場ベースの手段の選択肢を検討する。
- v. 衛星観測データを活用し、UNEP の国際メタン排出観測所の活動を支援することにより、データの透明性と精度を向上する。
- vi. 2030 年までに、国内の全ての日常的なフレアリングとベンティングを大幅に削減し、G7 のガスサプライヤーにも同様の削減を求める。

i) **道路部門** - 我々は、2023 年広島首脳コミュニケ及び、インフラの開発やゼロまたは低排出車両の迅速な普及を含め、1.5°C目標を達成するための多様な道筋を通じた道路交通からの排出削減を加速する世界的な取組への貢献を締約国に求める CMA.5 のグローバル・ストックテイク決定を想起する。我々は、それらの道筋が、2050 年ネット・ゼロの軌道や 1.5°Cに抑えることを射程に入れ続けることに沿うべきである点を強調する。我々は、最近の G7 交通大臣宣言において、ネット・ゼロ交通への移行のための 1.5°Cに沿った目標を設定し、そのための技術展開を効率的な方法で加速させる規制的枠組みを導入した各国の様々な取組が認識されたことを想起する。道路交通の排出は 2007 年のピーク時と比べて G7 諸国で 10%減少したという IEA の分析に留意し、我々は、2030 年までの高度に脱炭素化された道路部門、及び 2050 年までの道路部門におけるネット・ゼロ排出達成へのコミットメントを再確認する。我々はまた、電動化が道路交通の脱炭素化のために重要な技術であり、燃料の転換も役割を果たすとする IEA の分析に留意する。この文脈で、我々は道路交通からの排出削減を加速させ続ける必要性を認識し、我々の取組や保有車両からの排出削減の進捗を追跡する IEA の分析や、持続可能な排出ゼロ車両や、持続可能な方法で生産されたネット・ゼロ及び低 GHG 排出燃料が、交通部門での効率的な脱炭素化の一部として、2050 年までのネット・ゼロ排出に向けた移行を支えるために提供する機会に留意する。我々は、全ての国が次期 NDC や国の移行計画を支える政策策定の際に、道路交通の様々な取組を反映することを奨励し、必要な政策、規制、投資の枠組みを策定するために、途上国への能力構築と技術支援を強化する。我々は、IEA によって特定された交通の脱炭素化政策を個別的、集団的に強化する機会を歓迎し、IEA に、2050 年までの道路部門のネット・ゼロ排出を達成するため、小型車、中型車、及び大型車の様々な技術オプションのライフサイクルアセスメント分析を含む、目的達成に向けた更なる詳細分析を求める。我々は、持続可能なカーボンニュートラル燃料の供給及び需要と同様に排出ゼロ車両とそれらの技術の導入を加速させる方法をさらに掘り下げることを CEM に求める。

我々はコミットする。

- i. 1.5°C達成のための多様な道筋による道路交通の排出削減の必要性を認識しつつ、消費者及び企業を支援する経済的な政策手段を通じてパリ協定に整合的な軌道での保有車両の転換を加速させる。
- ii. 2030 年までに G7 諸国の充電インフラの総容量及び地理的範囲を 2023 年比で大幅に増加させ、充電インフラの展開を世界的に増加させ、途上国での普及を支援するために、部門別の規制的手段及び公的資金支援を含め、電気自動車の公共充電インフラの増加を促進する。
- iii. G7 及び G7 を超えて取組を続け、産業、機関及び研究開発センターと、イノベーションや、カーボンニュートラル燃料のための強固な最低基準及び持続可能性の要件に関する相乗効果を推進するとともに、燃料及びバッテリー原材料とそれらのサブ

ライチェーンが追跡可能で持続可能であることを確保するために協調し、環境の持続可能性及び社会的側面に沿ったリサイクルを支援する。

- iv. 道路交通部門における新興市場及び途上国経済への国際的な協調を強化するために、とりわけ政府、国際機関、及び民間セクター間の協力を促進する。この様々なイニシアティブの文脈において、我々はまた、部門別のバイオ燃料のステークホルダーによって G7 の大臣に宛てられた持続可能なバイオ燃料に関するトリノ共同声明に留意する。

j) 非効率な化石燃料補助金のフェーズアウト - 我々は、化石燃料への補助金はパリ協定の目標と整合していないこと、そして、非効率な化石燃料補助金をフェーズアウトすることはパリ協定第 2 条 1 c を実現するための重要な要素であることを想起し、2025 年またはそれ以前に非効率な化石燃料補助金を廃止するという我々のコミットメントを再確認する。我々はまた、首脳が全ての国に同様に行うよう求めた呼びかけを想起し、そのような補助金の合理化とフェーズアウトに対する G20 首脳のコミットメントに留意し、エネルギー貧困や公正な移行に対処しない非効率な化石燃料補助金を可及的速やかにフェーズアウトするために、2023 年のパリ協定に基づく初回の GST に記載された共同の取組を強調し、非効率な化石燃料補助金が無駄な消費を助長し、エネルギー安全保障を低下させ、クリーンエネルギー移行への投資を阻害し、気候変動の脅威に対処する努力を損なうことに留意する。脆弱な利用者を支援するための一時的な政策措置を多くの国が講じさせるに至った、エネルギー部門における最近の危機と関連したエネルギー価格の上昇が、化石燃料からの移行を加速させる必要性を強調している。我々は、非効率な化石燃料補助金をフェーズアウトするための世界的な取組の透明性を高めるため、非効率な化石燃料補助金の共通の定義と強固なインベントリの重要性を強調する。

我々はコミットする。

- i. 比較可能性を促進するため、G20 の関連作業の文脈で、非効率な化石燃料補助金の共通の定義を促進し、OECD や IEA を含む関連国際機関に対し、そのような方法をさらに発展させるために共に取り組むよう求める。
- ii. G20、国連、OECD とその補助金インベントリ、及び非効率な化石燃料補助金の透明性向上をグローバルに促進するためのその他の関連フォーラムでの進行中の取組を踏まえ、2025 年に我々のコミットメント達成に向けた進捗を報告し、必要に応じて我々の行動を強化し、化石燃料補助金の共同公開インベントリを開発するための選択肢を検討する。
- iii. 脆弱なグループの保護を確保しつつ、非効率な化石燃料補助金の改革、削減、及び撤廃、並びに信頼できる持続可能なエネルギーを支援するための資金フローの転換のため、他の国々、特に新興国及び途上国との協力とベストプラクティス共有を促進する。

- iv. 危機的状況に対応するためにとられる政策措置が、期限を定められ、透明性があり、そして、エネルギーを節約するインセンティブを歪めることなく、脆弱なグループに対処するために限定されたものであることを確保するためのベストプラクティスを開発する。

- 4. **公正かつ包摂的な移行** - 我々は、ネット・ゼロ経済への移行は包摂的であるべきであり、誰一人取り残さないことを目指すべきであること、また、気候行動から生じる可能性のある負の社会的・経済的影響に対処する一方で、地域経済にとってプラスとなる利益を最大化し、社会開発と経済成長を強化する機会となるべきであることを再確認する。社会対話と地域社会で構成される社会保護などを通じて、国内の政策及び施策において公正な移行を主流化し、「先住民族の権利に関する国連宣言(UNDRIP)」に概説されている先住民の権利を含む人権を優先することで、我々は、地域のサプライチェーンに利益をもたらす持続可能なセクターにおいて働きがいのある人間らしい質の高い雇用の創出を支援する機会を創出し、1.5°Cに整合した国のエネルギー移行計画の策定に積極的に貢献することができる。

我々はコミットする。

- i. 国際労働機関（ILO）の公正な移行の原則を認識し、既存の NDC と LT-LED の実施及び 1.5°Cに整合した新たな NDC 及び LT-LED の準備に際し、自国内及び世界レベルで新興国・途上国パートナーと協力し、公正な移行を考慮する。これは、例えば、働きがいのある人間らしい仕事と質の高い雇用の創出、スキルアップ、教育と訓練、経済多様化、社会保護措置、人権・労働権の承認に取り組む国内レベルの政策を採択することにより、状況に応じた解決策を策定することにつながる。
- ii. 様々な状況の中で公正かつ包摂的な移行を促進するために、学んだ教訓と優良事例を提示する。
- iii. 衡平性、包摂性、労働力開発を促進する国際エネルギー機関の関連作業やクリーンエネルギー大臣会合の下でのイニシアティブなど、既存の多国間の取組みを可能な限り活用する。

ネット・ゼロ経済を支援するために必要な知識とスキルを備えた、革新的で包摂的な労働力の創出を通じて、女性と LGBTQIA+の人々のエンパワーメントを支持する。

- 5. **炭素市場と炭素価格付け** - 我々は、ネット・ゼロ排出に向けた 1.5°Cの道筋を全体として推進するための重要な措置として、十全性（質）の高い炭素市場と炭素価格付けの重要性を再確認し、NDC の実施と強化、及び気候行動への官民投資の動員における潜在的な貢献を強調する。我々は、該当する場合は、パリ協定第 6 条 2 項で言及されるガイダンスの確実な適用に裏付けられた炭素市場と炭素価格付けの手段を実施する意思のある国々に能力構築支援を提供しつつ、G7 を超えたパートナーとともに、十全性

(質)の高い炭素市場及び炭素価格付けの野心的な活用を加速させるために協力するとのコミットメントを強調する。我々は、第6条ルールブックの実施が、野心的なNDCとパリ協定の長期目標の達成に貢献できると認識している。この目的のため、

我々はコミットする。

- i. CMA6において、第6条に関する作業計画から強固な成果を出すべく共同で作業する。
- ii. 第6条2項ガイダンスに沿った初期報告及び承認のための能力構築の緊急性を強調することと、「パリ協定6条実施パートナーシップ」やグローバル・カーボンプライシング・チャレンジのような能力構築に関連する様々なイニシアティブ間の国際協調を促すことを含め、炭素市場や炭素価格付けの手段の実施を希望する国に対する能力構築と技術支援の提供を強化する。
- iii. 炭素市場プラットフォームの下で、OECDと協力し、「十全性(質)の高い炭素市場の原則」の実施促進に関する経験や、環境十全性を確保しつつ炭素市場の発展を促進するために取った行動を共有する。
- iv. 気候資金への官民拠出の動員と、二酸化炭素除去に対する需要と強固な認証基準の強化に貢献するため、炭素市場と炭素価格付けの革新的な選択肢を模索する。

6. **国際航空** - 我々は、国際航空における2050年までのネット・ゼロ排出という国際民間航空機関(ICAO)の長期目標(LTAG)を達成するための世界的な取組を推進するという我々のコミットメントを想起する。我々は、ICAOの持続可能な航空燃料(SAF)、低炭素航空燃料(LCAF)、及びその他の航空クリーンエネルギーに関するグローバルフレームワークを歓迎する。このフレームワークには、SAF、LCAF、及びその他の航空クリーンエネルギーの利用を通じて、2030年までに国際航空におけるCO₂排出を、クリーンエネルギーの利用がゼロの場合と比較して5%削減するという、新たな世界共通の目標が含まれている。我々は、途上国が国際航空の脱炭素化のための民間投資資本にアクセスすることを支援することを目的としたICAOのFinvest Hubへの支持を再確認し、既存の二国間及び多国間の支援プログラムを支援し、強化することの重要性を認識する。我々は、航空セクターの脱炭素化を支援するため、業界の垣根を越えて、SAFを促進し、機材、装備品、空港インフラに新技術を導入し、運航を向上するというコミットメントを再確認する。我々は、世界各国による広範な参加の重要性を強調し、国際航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム(CORSIA)の実施に対する我々のコミットメントを再確認するとともに、ICAOにおける定期レビューを強化し、プログラムの環境保全性に重点を置くとともに、各国がその実施に必要な措置を講じるための能力構築を強化する。また、航空部門がもたらすCO₂以外の温暖化効果に関する知識を引き続き向上させるため、さらなる研究を行うことを求める。この研究結

果に基づき、ICAO は CO2 以外の影響と可能な緩和策に関する作業を加速させるべきである。

7. **国際海運** - 我々は、2030 年と 2040 年の削減目安を含め、2050 年まで、あるいは 2050 年近くに国際海運からの GHG 排出をネット・ゼロに到達させるという明確な目標を設定した、船舶からの GHG 排出削減に関する 2023 年国際海事機関（IMO）戦略を歓迎する。我々は、国際海運からの GHG 排出を可及的速やかにピークアウトさせるとともに、2050 年まで、あるいは 2050 年近くに GHG 排出をネット・ゼロに到達させるため、2030 年までに国際海運が使用するエネルギーの少なくとも 5%を占めるよう、10%を目指しつつ、ゼロ又はニア・ゼロ GHG 排出技術、燃料、及びエネルギー源の導入を加速させる、IMO を通じた緊急の世界的行動をとることを約束するとともに、1.5°C の気温上昇目標を射程に入れ続けるために、GHG 排出を可能な限り早期にフェーズアウトする努力を追求する。また、2030/2040 年の削減目安を達成するため、2030 年までに 30%、2040 年までに 80%の排出削減に努める。我々は、同戦略のタイムラインに示されたとおり、船舶燃料の GHG 強度を段階的に削減するよう規制するゴールベース型船舶燃料基準という技術的要素、及び海洋 GHG 排出量価格メカニズムに基づく経済的要素によって構成される中期対策の 2025 年の承認と採択、2027 年の発効に向け、取り組むことを約束する。我々はまた、2024 年 3 月の IMO 海洋環境保護委員会における中期対策の策定に関する議論の着実な進展を歓迎する。我々は、グリーン海運回廊の設置を支援するとの 2023 年の誓約を想起し、現在、海運と港湾の脱炭素化を支援する官民イニシアティブの一環として、グリーン海運回廊の設立を加速することを呼びかける。
8. **原子力エネルギー** - 我々は、ロシアの影響を受けない多様化された燃料サプライチェーンを促進することを含めて、ロシアからの民生用原子力関連製品への依存を低減し、供給の多角化を追求する国々を支援するとの G7 首脳のコミットメントを再確認する。我々は、ロシアの設計による原子炉を運転する国々が、代替する核燃料契約の締結を進め、スペアパーツ、部品、サービスに関する依存を低減する努力を継続していることに留意する。我々は、より広範な国際社会への影響を伴う原子力安全及び核セキュリティの深刻なリスクを引き起こすロシアによるウクライナのザポリジャ原子力発電所の占拠並びに継続的な支配及び軍事化を非難する。我々は、特に、エネルギーミックスの一部として原子力発電を採用する国が増える中、最高水準の安全、核セキュリティ、保障措置及び核不拡散を維持することが、すべての国及びそれぞれの国民にとって重要であることを強調する。我々は、この点における国際原子力機関（IAEA）の重要な役割を強調する。原子力の利用を選択またはその利用を支持している国々は、気候変動危機に対応し、世界全体のエネルギー安全保障を改善するため

に、化石燃料への依存を減らすことができるクリーン／ゼロ排出のエネルギー源としての原子力の可能性を認識している。これらの国々は、原子力を利用しないまたは利用を支持しない国々が、原子力の関連リスクとコストの彼ら自身の評価を考慮した上で、同じ目標を達成するために他の選択肢を 선호する一方、原子力を、システムの安定性と柔軟性を提供し、送電網容量の利用を最適化するベースロード電源として認識している。我々は、COP28 開催中に打ち出された、2050 年までに世界全体の原子力発電容量を 3 倍にするという国際的な宣言に留意し、原子力の利用を選択する国にとっては、原子力エネルギーが化石燃料への依存を低減し、ネット・ゼロへの移行を支援し、エネルギー安全保障を確保する役割を果たす一方で、他の国々はこれらの目標を達成するために他のエネルギー源を選択することを認識する。我々は、マイクロ炉を含む革新炉や小型モジュール炉のような革新的な原子炉や技術、及び、開発中の新しい設計が、将来、安全性や持続可能性の向上、生産コストの削減、プロジェクトリスクの低減、廃棄物管理の改善、より高い社会的受容性、エネルギー、高温熱及び水素を同時に提供することによる産業界にとっての機会など、さらなる利益をもたらす可能性があることに留意する。この文脈において、

我々はコミットする。

- i. 原子力サプライチェーンの強靱性を強化するための多国間の努力を支援する。
- ii. G7 及び札幌で設立された原子力作業部会の枠組みにおいて、強固な原子力サプライチェーン構築のための協力を継続する。
- iii. 原子力の利用を選択またはその利用を支援する国々は、革新的な原子力技術に関する研究開発のイニシアティブを推進する。
- iv. 原子力の利用を選択またはその利用を支援する国々は、マイクロ炉を含む革新炉及び小型モジュール炉を含む原子力エネルギー技術の責任ある導入を促進し、責任ある廃棄物管理を含む各国のベストプラクティスを共有し、プロジェクト資金調達手段へのアクセス拡大を可能にし、またセクター間の協力、許認可手続の設計、関心のある G7 メンバー及び第三国市場間の商業プロジェクト開発に関する調整の強化を支援するために協力する。

9. **フュージョンエネルギー** - 我々は、フュージョンエネルギー技術が将来的に飛躍的な進歩を遂げれば、気候変動とエネルギー安全保障という世界的な課題に対する持続的な解決策を提供できる可能性があることを認識している。フュージョンエネルギー生産が成功すれば、社会的、環境的、経済的に大きな利益をもたらす可能性があり、ゼロ・エミッションの可能性を秘めた、安全で、安定しており、事実上無限のクリーンエネルギーの供給源となる。フュージョンエネルギーの商業化の可能性から、多くの国の政府や営利企業によって今後 10 年間にわたり実証施設が開発されるが、研究面での課題解決や、国際的サプライチェーンや労働力の開発のための世界的関与の必

要性が高まるなかで、新たな国際協力によって、フュージョン開発と実証が加速されるだろう。フュージョン施設の安全な開発、配備、運転の可能性を発揮するためには、フュージョン技術の危険性に見合った高い安全性を確保しつつ、この新たな技術の革新性を考慮した規制アプローチが極めて重要である。フュージョンに前向きな国家間の規制とその実施に関する調整されたアプローチは、設計の成熟度や開発段階の違いを考慮に入れながら、すべてのフュージョン施設のための規制当局を含む政府間の国際協力によって模索されるであろう。これにより、フュージョン分野が必要とする一定の予測可能性と信頼性を提供することができる。産業界はまた、研究開発の分野でも協力し合わなければならない。フュージョンは常に国際的な取組であり、フュージョンに残された技術的課題を克服し、フュージョンエネルギーの商業化を加速するためには、研究開発における各国間の強いつながりが必要である。我々は、フュージョンエネルギーにおける IAEA とその加盟国の継続的な関与を歓迎する。この文脈において、

我々はコミットする。

- i. フュージョン施設の開発と実証を加速するための国際協力を促進し、研究上の課題を解決するための民間投資と公的関与の増加、国際的なサプライチェーンと労働力の開発を奨励する。
- ii. 国家間の研究開発協力を強化するため、フュージョンエネルギーに関する G7 作業部会を設立し、ベストプラクティスを共有するとともに、国家間で相互協力できる分野を探索する。
- iii. フュージョンの規制に対する一貫したアプローチを推進するため、必要に応じて G7 の意見交換を実施する。

世界のエネルギー安全保障の促進

10. **サプライチェーンの多様化を含む、重要鉱物及び重要原材料** - G7 広島コミュニケを想起し、我々は、エネルギー安全保障、気候危機、地政学的リスクという 3 つの課題に対応し、製造及び重要鉱物を含む、地理的集中を回避した、多様で強靱な責任あるエネルギー技術サプライチェーンを確保する必要性を再確認し、G7 各国が多様化されたクリーンエネルギー技術サプライチェーンの確立に向けた行動をとることを奨励する。我々は、ネット・ゼロ・エネルギー技術にとってのそれらの重要性を認識し、世界的に設定された脱炭素化目標の達成における重要鉱物及び重要原材料（CRM）の重要な役割を想起し、札幌で採択された「重要鉱物セキュリティのための 5 ポイントプラン」の実施に向けた取組を強調する。我々は、サプライチェーンの多様化、透明性とトレーサビリティ、持続可能性と責任ある調達、資源効率と循環経済、地方創生、自主的備蓄への協調したアプローチを促進し、市場の歪みに対処し、重要鉱物及び CRM への経済的

依存の武器化の可能性を抑制し、自由で公正な貿易を促進し、そして何よりも、グローバルレベルでの脱炭素化の道を守るために、その供給継続性を保証し、世界がネット・ゼロの未来への道を歩み続けるためのサプライチェーンを確保する国際的なパートナーシップの実施と発展を G7 レベル及びそれ以上で確保することの重要性を認識する。我々はまた、アフリカ、中南米、東南アジアを含むバリューチェーンの更なる多様化が必要とされる一方で、今後数十年の間に、大量の新たな供給が必要とされることを認識する。我々はまた、重要鉱物や CRM の採掘及び加工は、気候や環境、人間の健康、人権に関する国際的な目標や公約と統合的な方法で注意深く管理されれば、特に低所得国において、持続可能な開発を推進する機会をもたらすことを認識する。適切なガバナンスは、資源採掘による悪影響を緩和し、経済的、社会的、環境的に前向きな成果を高めるために極めて重要である。この文脈で、私たちは、環境影響を最小限に抑え緩和し、責任ある労働慣行を取り入れ、UNDRIP に概説されているように先住民の権利を尊重する、重要鉱物の採掘と加工に対する「自然に配慮した (nature-forward)」アプローチを推進することを目的とする、持続可能な重要鉱物アライアンスのメンバーによるコミットメント、さらに、鉱物安全保障パートナーシップ (MSP) の責任ある重要鉱物サプライチェーンの原則を支持することを含む、世界の鉱物セクター全体で環境・社会・ガバナンス (ESG) 基準を高めるというコミットメントを想起する。この文脈において、我々は、自然環境の責任ある管理を実証し、労働者、地域コミュニティ、先住民に経済的利益を提供することの重要性を強調する。我々は、鉱物資源に恵まれた途上国が、前述の基準と原則に従って、持続可能で責任ある採掘及び原材料部門を発展させる可能性を強調する。

我々はさらに、需給ギャップを回避し、地域的ショックに対する高度に集中した供給の脆弱性を緩和し、最終的に経済の回復力を高めるために、重要鉱物と CRM の資源効率と循環性が重要な役割を果たすことを強調する。

我々はコミットする。

- i. 重要鉱物の課題に関する連携及び「重要鉱物セキュリティのための 5 ポイントプラン」の実施を加速させるため、クリティカルマテリアル・ミネラル会合 (CCMM) を活用し、国際エネルギー機関、鉱物安全保障パートナーシップ、G7 資源効率性アライアンス及び G7 RISE (強靱で包摂的なサプライチェーンの強化) に向けたパートナーシップ、並びに G7 専門家レベルの議論を含む、既存のフォーラム及びイニシアティブを通じて作業を推進する。
- ii. IEA 及びその他の関連機関による予測、データ、分析を通じて、また、IEA の重要鉱物に関する新しい専門家会合及び IEA 重要鉱物作業部会との緊密な協議を通じて、エネルギー移行目標に整合した需給バランスに対応するために必要な措置について協力するため、IEA 重要鉱物安全保障プログラムの実施を加速する。
- iii. ILO による多国籍企業(MNEs)と社会政策に関する原則の三者宣言、MNEs に関す

る OECD ガイドライン、国際標準化機構(ISO)を含む、サプライチェーンの安全性、持続可能性、責任ある調達を改善するための強力な環境、社会、ガバナンスのベストプラクティス、基準、インセンティブを推進し、UNDRIP に概説されている先住民の権利の保護、地域コミュニティと先住民の利益の保護を通じて、重要鉱物のバリューチェーンに気候変動と環境リスクの削減を組み込むことを含む、社会、経済、環境の持続可能性を支援する。

- iv. 政策、ベスト・プラクティスの共有、成長と開発を保護・加速し、重要鉱物供給の持続可能な成長を確保するために必要な技術支援とキャパシティ・ビルディングの提供を含む、グローバルな能力構築を実施する。
- v. 投資を呼び込み、責任ある開発を支援するため、各国の重要鉱物戦略が、透明性が高く、マルチステークホルダー連合、デューデリジェンス、パフォーマンスベースのベンチマークを必要とする、強力で国際的な環境・社会・ガバナンス（ESG）基準を推進できるようにする。
- vi. 国内の資源と国際的な重要鉱物と採掘の可能性、鉱滓や貴重な廃棄物、都市鉱山を含む物質の回収・リサイクルを再評価し、開発する。
- vii. リサイクル可能性と耐久性を保証する製品を開発し、エコデザイン、デジタル製品パスポートを含むトレーサビリティメカニズム、AI 主導の実験計画とデータ分析の開発などの措置や手段に基づいて、重要鉱物、CRM、及び重要鉱物や CRM を含む製品のバリューチェーン全体に沿ってイノベーションとデジタル化を活用することにより、持続可能なバリューチェーンの競争力、需要の削減、クリーンエネルギー技術における重要鉱物や CRM の代替を促進する。
- viii. 年金基金、投資銀行、開発銀行を含む民間金融セクターと連携し、バリューチェーン全体にわたる持続可能な重要鉱物プロジェクトへの投資を促進・増加させ、高い ESG 基準を遵守して、そのような投資を促進する金融商品の開発を奨励する。

11. **エネルギー安全保障の促進における天然ガス** - 我々は 2023 年 G7 広島首脳声明のコミットメントを再確認し、クリーンエネルギー移行を加速させることの主要な必要性を認識しつつ、G7 諸国が、パリ協定の我々のコミットメントに合致した形で、エネルギー節減及びガス需要の削減を通じたものを含め、ロシアの化石燃料への依存の削減において大幅な進展を遂げたことに留意し、エネルギー供給、ガス価格及びインフレーション、並びに人々の生活へのロシアによる戦争の世界的な影響に対処する。我々は、ロシアのエネルギー収入を制限することがウクライナ支援において重要であることを認識するとともに、ロシアのガスの輸入に対する大幅な依存を終えることや、可能な限り早期にロシアのガスの輸入からの移行に取り組むことを追求する。この文脈において、我々は、液化天然ガス（LNG）の供給の増加が果たすことのできる重要な役割を強調するとともに、ガス部門への投資が、現下の危機及びこの危機に

より引き起こされ得る将来的なガス市場の不足に対応するために、適切であり得ることを認識する。ロシアのエネルギーへの依存のフェーズアウトを加速するという例外的な状況において、明確に規定される国の状況に応じて、例えば低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素の開発のための国家戦略にプロジェクトが統合されることを確保することにより、ロックイン効果を創出することなく、我々の気候目標と合致した形で実施されるならば、ガス部門への公的に支援された投資は、一時的な対応として適切であり得る。我々は、IEA に対し、世界のガスセキュリティに関する助言機能を強化し、情報交換を促進し、例えば世界的な早期警戒メカニズムやガスリザーブメカニズムを通じて、供給の柔軟性、透明性、セキュリティを強化する方法を検討・分析するよう求める。

G7 及び第三国間の連携促進

12. **開発途上国、特にアフリカにおける開発のためのエネルギー移行支援とクリーンエネルギーへの普遍的なアクセスの確保** - 我々は、すべての人々のために、安価で持続可能、かつクリーンで信頼できる近代的エネルギーを確保することをコミットする。この目的のため、我々は、開発途上国と共に公正かつ透明性の高い方法で活動を強化し、普遍的、近代的で信頼できる持続可能なエネルギー・アクセスを促進し、クリーンクッキングを支援し、エネルギー貧困に取り組むことで、SDG7 及びより広範な SDGs、CMA.5 の GST の成果、ナイロビ宣言、及び 1.5°C に沿ったネット・ゼロの未来の達成に貢献する、公正で包摂的かつ持続可能なエネルギー移行を確保することをコミットする。この文脈において、我々は、2021 年には 6 億 7500 万人が信頼できる電力にアクセスできず、また 23 億人が有害な調理用燃料に依存し、それらはサハラ以南のアフリカに大きく集中し、女性に偏在的な影響を及ぼしているという IEA の最新の数字を強調する。我々は、アフリカにおけるクリーンクッキングに関する IEA サミットの開催を歓迎する。我々は、2030 年までに再生可能エネルギーを 3 倍、エネルギー効率改善率を 2 倍にし、化石燃料からの移行を図るという CMA.5 目標に貢献するため、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国との協力を続ける。我々は、アフリカ諸国を含むこれらの国々が、公正なエネルギー移行と世界的な脱炭素化における重要なパートナーであることを認識し、AU のアジェンダ 2063 の開発アジェンダとアフリカインフラ開発プログラム（PIDA）で概説されているように、アフリカ大陸が将来の世界的な大国になるための大きな潜在力を有していることを認識する。我々は、移行戦略における国家のオーナーシップを認識し、開発途上国、特にアフリカ諸国が、エネルギー安全保障、クリーンエネルギー技術のサプライチェーン及びグリーン製造部門を考慮しつつ、開発及び多様化を行い、鉱物資源及び天然資源から利益を得ること、増加するアフリカの若者のための経済的足がかり及び雇用機会を創出すること、相互に有益なパ

ートナーシップを構築するとともに、地域の価値を最大化すること、アフリカの人々に利益をもたらす公正かつ公平な政策及び投資を支援する。我々は、開発途上国及び最も脆弱な国々、特にアフリカにおける G7 の取組を強化する必要性を認識し、そのため、**我々はコミットする。**

- i. 公共計画と資本コスト削減のための政策を強化し、プロジェクトのパイプラインを改善し、エネルギー効率、独立型発電を含む再生可能エネルギー容量、貯蔵、ネットワーク、オフグリッドミニグリッド、再生可能エネルギー主導のソリューションなど、グリーン成長を促進し、電力アクセスを拡大し、エネルギー貧困に対処するためのインフラへの投資の流れを増やし、促進する。
- ii. より効果的に資金を供給し、政府開発援助、国内資源、民間投資を含む全ての資金源を動員し、資金フローをパリ協定の目標に合致させる国際金融システムに向けて取り組む。
- iii. 公正なエネルギー移行パートナーシップ (JETPs) やその他の国別プラットフォームなどのパートナーシップの実施に対する支援を継続し、さらなる国別パートナーシップの形成に取り組む。
- iv. 途上国・新興国における気候変動・開発プロジェクトを支援するため、ブレンデッド・ファイナンスの利用を大幅に増加させ、民間資金を動員し、特に気候資金へのアクセスに関する既存のボトルネックを可能な限り速やかに解消する。
- v. 送電、地域配電、連系線へのインフラ投資機会に対する国及び地域の計画を促進する。
- vi. エネルギー移行の重要な要素として、再生可能、ゼロ・エミッション、低炭素な水素に関する協力を強化する。
- vii. 再生可能エネルギーに基づく持続可能な開発とグリーンな産業化にコミットするアフリカ諸国を特に支援するため、アフリカにおける再生可能エネルギーのための加速パートナーシップ (APRA) 及びアフリカ-EU グリーン・エネルギー・イニシアティブ (AEGEI) を含む（一方、これに限定されない）イニシアティブ及びその目的を支援する。
- viii. 電化、持続可能で低 GHG のバイオマスバイオガス、エタノール、（代替エネルギーが利用できない場合は）LPG など、クリーンな調理技術を促進する。
- ix. 自主的かつ相互に合意された条件に基づく技術移転、地域でエネルギーを生産するためのガスフレアからのガスの利用、メタン排出過多事象の防止と対応を含む、生産国におけるメタン排出の削減を推進する。
- x. キャパシティ・ビルディング活動、教育／技能交流、熟練労働者育成のための訓練プログラム（エネルギー部門への女性の参加拡大を可能にするものを含む）に対し、長期的パートナーシップと包括的アプローチを採用することにより、公正な移行を支援する。

- xi. アフリカにおけるクリーンエネルギー・サプライチェーンの開発と多様化、クリーンエネルギー技術とクリーン製造部門の開発と動員を支援し、アフリカ大陸がクリーンエネルギー移行の経済的利益を享受できるようにする。
- xii. 自主的かつ相互に合意された条件に基づき、生産国における技術移転と、国家及び地方当局のキャパシティ・ビルディングを支援する。
- xiii. アフリカ大陸に特化した G7 イニシアティブ「アフリカにおける成長のためのエネルギー」の首脳レベルでの立ち上げに最大限取り組むことを視野に入れ、IEA 及び国連開発計画と協働する。

13. **石油・ガスを生産する第三国におけるメタン排出削減** - 石油・ガスを生産する第三国との協力を促進するため、我々は、メタン排出削減を対象とした対策、データの一貫性と比較可能性の必要性を強調する。我々は、グローバル・メタン・プレッジの目標達成に必要な迅速なメタン削減を促進するために、UNEP の国際メタン排出観測所のような、石油・ガスのサプライチェーンにおけるメタン排出の検知、測定、監視、検証を改善するための国際的なイニシアティブを支持する。我々は、開発途上国や新興国を含む石油・ガス生産国におけるメタン削減への支援を強化するために、開発金融パートナーや民間セクターと協力する可能性を強調する。我々は、メタン削減への長期的な計画と投資に資する国家的枠組みと関連する NDC の実施の重要性を強調する。

我々はコミットする。

- i. IEA 、UNEP の国際メタン排出観測所 (IMEO)、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ(CCAC)と協力しながら、自主的かつ相互に合意した条件による、技術協力及び実現技術の移転を通じたものを含め、メタン排出の大幅削減を実現し、ベストプラクティス、規制オプション及び対策を特定し、排出の透明性を強化することを目指し、関心を有する石油・ガス生産国と協力する。
- ii. 天然ガス、LNG、石油のサプライチェーンに沿ったメタン排出削減行動を促進し、データの透明性を高め、メタン排出の検知、定量化、発生源の特定を改善する。
- iii. EU 及び米国主導の MMRV 国際作業部会及び石油・ガス・メタン・パートナーシップ 2.0 を含め、特に天然ガスサプライチェーンに焦点を当て、メタン排出の測定、監視、報告、検証を改善するための行動を共同で探求する。

14. **気候資金** - 我々は、途上国における気候変動対策のために先進国が提供・動員した気候資金が 2021 年の予測を上回ったことを歓迎する。2023 年に公表された OECD の報告書によると、我々は、2022 年に拠出者が 1,000 億ドルを達成したことを確信しており、2023 年も増加傾向が続くと予想する。我々は、有意義な緩和行動と実施に関する透明性、及び 2021 年に公表された気候資金動員計画とその進捗報告書を達成するため

に行われた総体的な取組を想起するという観点から、2020 年から 2025 年までに年間 1,000 億米ドルの気候資金を共同で動員するという先進締約国の目標に対する我々のコミットメントを再確認する。G7 は、他の先進国とともに、この目標を達成するための気候資金の動員において主導的な役割を担ってきた。我々は、公的資金、無償資金、譲許的資金を増加させ、気候資金へのアクセスを強化し、民間資金の規模拡大を促進することの継続的な重要性を強調する。我々は、これらの取組が、パリ協定の目標を達成するために必要な数兆ドルの資金を動員するために、あらゆる資金源から公的及び民間資金を強化・調整するためのより大きいグローバルな取組であることを強調し、気候に対して強靱で 1.5°C に整合的な成長を加速させ、GST の成果、野心的な 1.5°C に整合的な NDC 及び国別適応計画の実施を支援する機会を捉えることを強調する。我々はまた、G20 の議論における、より効果的に資金を活用する方法として、効果的な政策や投資を呼び込む環境を設計・設定し、国内及び国際的な投資の触媒となるよう適切に設計されたカントリー・プラットフォームを歓迎する。我々は、さらに、LDC や SIDS が直面する特有の課題、そして、最も必要としている国々を支援するために、公的資金をよりの確に絞り込むこと、そして、最も必要とされるところに資金の流れをシフトさせるために、これらの国々における民間投資の障壁を軽減することの重要性を強調する。我々は、世界の資金状況が大きく変化していること、そして資金を動員するための取組は、そのような変化を反映して発展しなければならないことを強調する。

- 15. 適応資金の倍増** - 我々は、特に LDC や SIDS のような気候変動の悪影響に対して特に脆弱な国々において、適応のための重要な実現手段としての公的資金の役割の重要性を認識する。我々はまた、革新的な手法やアプローチを含む、利用可能で多様な金融手法を展開することを含め、適応のための民間資金を動員することの重要性を奨励する。

我々はコミットする。

- i. グラスゴー気候合意が先進締約国に対し、途上国に対する適応のための気候資金供与を 2025 年までに 2019 年のレベルから少なくとも倍増するよう求めていることに応えるべく、引き続き努力する。この文脈において、我々は、パリ協定 9 条 4 項を想起し、拡大された資金源の提供において緩和と適応のバランスを保つという観点から、2019 年に 200 億米ドルであった資金を 2025 年に 400 億米ドルに拡大するため、拠出者と引き続き協力する。
- ii. ドバイにおける第 1 回 GST の成果を受けた先進国への要請に応え、CMA6 までに適応資金に関する合同の供与を倍増させる報告書を作成し、我々の取組の透明性を示す。

- 16. 資金の流れとパリ協定との目標の整合** - 我々は、GST における第 2 条 1c の重要性の認識を歓迎するとともに、この目標の達成に向けた進捗が限定的であることに留意する。

この観点で、我々は、資金の流れを、GHG 低排出であり、かつ気候に対して強靱な開発に向けた道筋に整合させるための努力を加速する必要性を強調する。気候に有害な排出集約型の活動から、全体としてネット・ゼロで気候に対して強靱な経済を達成するための GHG 低排出かつ気候に対して強靱な開発に向けて、公的及び民間資金の流れをシフトさせるため、我々は、このような努力には、全ての国における、国内外の金融システムを整合させることが含まれることを認識する。我々は、OECD のトランジション・ファイナンスに関するガイダンスや他のグローバルなベスト・プラクティスに記載されているように、気温上昇を 1.5°C に抑えることを射程に入れ続け、カーボンロックインを回避し、効果的な排出削減に基づいている限り、トランジション・ファイナンスがそういった取組を支援できることを認識する。このような取組には、国際的な資金の流れを強化することと、パリ協定の目標に整合した投資を呼び込むための国内政策に焦点を当てることの両方が含まれる。この観点から、我々は、資金の流れとパリ協定の目標との一致を達成するための行動が、途上国を含む全ての国において、気候行動のための資金を大幅に拡大し、動員することにつながることを強調する。資金の流れの整合の実施、監視、追跡を進めること、及び一貫性があり、比較可能で信頼できる情報を市場関係者に提供することの必要性を認識し、

我々はコミットする。

- i. 資金の流れとパリ協定の目標の整合性に関連する明確な政策、アプローチ及び戦略の実施を支援するための行動を加速する。
- ii. 国内資源動員を拡大すると同時に、国際資源からより多くの投資を呼び込むような政策・戦略の実施に向けた自国が決定するアプローチを支援するために、途上国における能力構築の取組を強化する。
- iii. 一貫性があり、比較可能で信頼できる情報を市場関係者に提供するという明確な目的を認識し、G7 日本議長国の下で合意された、義務的な気候関連財務情報開示の実施の要請をフォローアップする。
- iv. 資金の流れと GHG 低排出でありかつ気候に対して強靱な開発に向けた道筋との整合性を追跡・監視するための取組を強化する。
- v. 強力な環境整備、革新的金融手段、公的及び民間金融機関、ブレンデッド・ファイナンス、政策がこの点において果たす役割の重要性を認識し、2050 年までにネット・ゼロ排出及び気候に対して強靱な開発を達成するための緩和と適応における行動の加速のために、民間セクターの資金を動員する取組を緊急に拡大する。
- vi. クリーンエネルギーへの支援の増加及び、国家安全保障及び地政学的利益の重要性を認識し、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する 1.5°C 目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援を終了

するという、我々のコミットメントの完全な実施を含め、エネルギー部門に対する我々の国際的な公的支援が、クリーンエネルギー移行の支援に向けて完全に優先されるよう確保する。この観点で、我々は、OECD 公的輸出信用アレンジメントにおいて、排出削減対策が講じられていない化石燃料エネルギー部門に関する合意を行うべく、引き続き建設的に取り組む。我々は、他の主要経済国、MDBs 及び開発金融機関（DFIs）、多国間基金、公的基金並びに輸出信用機関を含む関連機関に対しても、これらのコミットメントを採用するよう引き続き求める。

17. 国際的な気候資金アーキテクチャーの進化 - 我々は、国際開発金融機関（MDBs）が、気候資金の展開を拡大し、パリ協定の目標に整合した融資及び運営を行い、気候資金の成果・結果に関する追跡調査及び報告のための共同アプローチを開発するための継続的な取組を歓迎する。脆弱国が直面している気候の影響と債務負担に関連する課題を考慮し、我々は、十分な財政余力と気候変動対策を有することと、低排出と気候に対して強靱な開発経路を進めることの間の正の関係を想起する。また、MDBs 及びその他の金融機関が気候変動対策への投資を更に増加させ、補助金やその他の譲許的な形態の資金を含め、気候変動資金の規模を継続的に拡大し、その有効性を高め、資金へのアクセスを簡素化することを求めているドバイの CMA 5 で採択された第 1 回 GST の結果を考慮し、

我々はコミットする。

- i. G20 の国際金融アーキテクチャー・ワーキンググループ（IFA WG）の進行中の作業と緊密に連携しつつ、MDBs、国際金融機関（IFI）及びその他の気候資金提供者と協力し、国内資金動員の支援を含め、途上国における気候変動対策の資金調達に協調的なアプローチをとる。この一環として、我々は、引き続き MDBs、DFIs 及び多数国間基金の途上国に対する貸付能力を高めるため、補助金から保証政策に基づく資金、非債務措置に至るまで、あらゆる手段を展開する取組を促進し、奨励する。
- ii. MDBs、IFIs 及び関連する民間セクターの資金提供者と協力し、投資のリスク回避と適応・緩和資金の増加を含んだ民間資金を動員するためのタイムリーかつ効果的・協調的な計画を立て、適切な場合には、投資のリスク回避、適応・緩和資金の増加、低 GHG 排出と気候に対して強靱な開発経路のための資金を拡大するための手法とアプローチの合理化を含める。これには、MDBs に対し、2025 年までの最新の気候資金見通しを提供すること、気候資金目標を増加させること、G20 の自己資本の十分性に関する枠組の独立レビュー（CAF）の勧告などの既存の成果物を基礎として、手法とアプローチの合理化を図ることを奨励することが含まれる。

18. 気候資金に関する新規合同数値目標 - 新規合同数値目標及び関連するマンデートに関する審議を想起し、我々は、CMA6 での新規合同数値目標の設定に向け、他の締約国とともに建設的に作業する。この目的のため、我々は、途上国のニーズと優先事項を考慮し、新規目標が年間 1000 億米ドルを下限として設定されることを想起する。我々は、新規目標が、この決定的に重要な 10 年間における国際的な気候資金の状況を強化するまたとない機会であること、また、目的に適合した新規目標を策定し、革新的な資金源を含む多様な資金源、手段、チャネルから気候資金を動員することにより、進化した世界情勢、経済能力のダイナミックな性質を捉え、気候資金の動員における拡大した世界的な取組を反映する必要があることを認識する。我々は、G7 諸国が、目的に適合した目標に対して主導的な貢献を意図していることを強調し、貢献可能な国々を国際的な公的資金動員要素に含めることの重要性を強調する。我々は、気候変動の悪影響に対して特に脆弱な途上国を支援する上で、国際的な公的資金が重要な役割を果たし、目標の不可欠な部分であることに留意する。我々は、新規目標は、公的・民間、国内・国際的な要素を含む多層的な構造とすべきであることを強調する。我々は、全ての国々とステークホルダーに対し、気候資金へのアクセス可能性、迅速な動員、影響、透明性を更に強化することを約束し、呼びかける。我々は、1.5°C に抑えることを射程に入れ続け、気候に対して強靱な未来を築くことに貢献するような新規目標を支持し、そのために、最も必要とされるところに質の高い公的資金を投入し、金融セクターからパリ協定に整合的な投資を得るための条件整備を支援し、途上国における GHG 排出のネット・ゼロ及び気候に対して強靱な発展に向けた道筋と資金の流れを統合的なものとする行動を実施する。

気候変動の影響に対応し最も脆弱な人々を支援する

19. 適応行動と支援の強化 - 我々は、CMA5 において、グローバルな気候レジリエンスのための UAE 枠組が採択されたことを歓迎する。同枠組は、長期的な変革的適応と漸進的適応を含め、脆弱性の削減、適応能力とレジリエンスの強化、さらには全ての人々の福祉、生活と経済の保護、生態系の保全と再生に向けた取組の指針となり、強化されるべきものである。持続可能な農業、強靱な食料システム、気候変動対応に関するエミレーツ宣言を含むグローバルな気候レジリエンスのための UAE 枠組の目的達成に即し、かつ我々のコミットメントとともに、特に最も脆弱な人々に対する適応行動と支援を促進することを目的として、各国間及び各国内の取組の協調を強化することが緊急に必要である。

我々はコミットする。

- i. グローバルな気候レジリエンスのための UAE 枠組を効果的に運用し、その目的達成に貢献するための適切な措置を講じるとともに、反復的な適応政策サイクルを通

じて、政策領域全体にわたる適切な戦略と課題への適応の統合を促進する。

- ii. 水、食料と農業、強靱性のある医療サービス、生物多様性と生態系の管理と回復、保全の強化、インフラのレジリエンス、貧困撲滅と生計、人間居住の管理、文化遺産の保護などの主要分野において、テーマ別目標を効果的に追求し、不適切な適応を回避し、適応策を適用し、仙台防災枠組や SDGs などの関連する枠組間の相乗効果を促進する。
- iii. 脆弱な人々を考慮し、ジェンダーに対応し、包括的な気候変動適応行動を特定し、実施しつつ、一方でそのような行動から生じる可能性のある社会的、環境的経済的な影響を回避、または緩和する。
- iv. 能力構築と技術移転に重点を置きつつ、適応戦略の実施を可能にするため、G7 の専門知識と資源を活用する。

20. 適応資金の規模に応じた動員 - 特に保証、株式、譲許的債務、市場債務、債券、内部予算配分、家計における貯蓄、保険など、革新的手段を含む、利用可能なあらゆる金融手段の適切な展開を模索し、適応のためのあらゆる資金源の規模を拡大することの重要性を認識する。G7 メンバーにより実施されたものを含む、既存のイニシアティブ及びアプローチを基礎とし、

我々はコミットする。

- i. 各国の国家適応計画及びより広範な気候・開発計画に沿って、現地の状況、ニーズ、開発経路を十分に考慮した、投資の拡大とリスクの回避のために、官民による適応パートナーシップや協力を促進し、適応行動を支援するためのイノベーションを促進する。
- ii. 特に脆弱なグループ、女性や女子を含め、すべての多様性の中で、先住民や社会的弱者や地域、国に対し、適応資金へのアクセスとするため能力構築に向け、必要なあらゆる措置をとる。
- iii. ジェンダーに対応した投資と気候変動へのレジリエンスを支援し、増加させる。
- iv. 民間資本を呼び込むための条件整備を促進し、インフラや投資の意思決定において物理的な気候リスクをより適切に管理できる環境を改善し、災害リスクファイナンス、早期対策、準備のための市場を創出する。

21. 最も脆弱な途上国による適応ニーズに対応する実行可能な投資計画策定の支援 -

我々は、IPCC 第 6 次評価報告書 (AR6) の見解によって詳述されているように、これまでの取組にもかかわらず現在の適応レベルと、影響に対応し気候リスクを低減するために必要なレベルとの間に適応ギャップが存在すること、さらに、ギャップは特に低所得国の間で、適応の推定費用と適応に割り当てられる資金との間の格差の拡大により部分的にもたらされていることを強調する。現在の適応計画と実施率では、適応ギャ

ップは拡大し続けると予想されることを強調し、著しい能力的制約のある国々が変革的適応を実施する上での課題を認識する。

我々はコミットする。

- i. 最も脆弱な途上国が、国別適応計画（NAP）及びその他の適応手段に詳述されている途上国のニーズと優先事項を考慮した包括的な投資計画を策定し、以下を含む国内及び国際的な資金を効果的に動員することを支援する。
 - 民間資金を活用し、民間資本を呼び込むために、プロジェクトやプログラムレベルで、目的に合った手法や技術を採用する。
 - インフラや投資の意思決定において、物理的な気候リスクをより適切に管理するための環境を改善する。
 - レジリエンスのための変革的な投資のパイプラインを促進する。
 - 取引コストを削減し、能力を強化し、障壁を取り除くことにより、利用可能な全ての多国間、二国間及び民間の資金源へのアクセスを強化する。
- ii. 途上国における国別適応計画やその他の国別適応手段の実施を加速するための行動を促進するパートナーシップを進めるため、「G7 適応アクセラレーター・ハブ」の立ち上げを通して、NAP グローバル・ネットワークや NDC パートナーシップのような既存の適応イニシアティブを強化し、UNSGAPA による協力モデルを構築するとともに、資源動員のための幅広い金融関係者、慈善団体、MDBs の関与を促進し、適切な場合には、各国の開発または融資機関の関与を促進する。

22. **損失と損害** - 我々は、ドバイで採択された損失と損害に対応するための基金を含む資金アレンジメントが運用開始されたこと、及びこの目的のために現在までに 7 億 9,200 万米ドルにのぼる関連のプレッジがなされたことを歓迎する。我々は、そうすべき立場の全ての締約国に対し、損失と損害に対応するための基金を含む資金アレンジメントに対して支援するよう促す。我々は、全ての締約国、損失と損害に対応するための基金の理事会及び世界銀行と協力し、基金の基本文書に定められたガバナンス及び制度上の取り決めを適時に確定するとともに、基金が資金アレンジメントの下で協調性及び補完性を促進するプラットフォームとしても機能するよう協力する。

我々はコミットする。

- i. 公的、民間、革新的な資金源を含む多様な資金源からの損失と損害に対応するための基金を含む資金アレンジメントへの自発的な支援を継続し、気候変動の影響に対して特に脆弱な途上国の損失・損害への対応を支援する。
- ii. 気候変動の影響に伴う損失と損害のためのワルシャワ国際メカニズム（WIM）や、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避し、最小化し、対処するためのサンティアゴ・ネットワークなど、既存のメカニズムを最大限に活用し、補完性を高めるよう努める。

III. 環境セクション

循環経済と資源効率性を通じた持続可能な消費と生産のための行動強化

1. 気候変動、生物多様性の損失、汚染という三つの危機に直面し、社会・健康・経済的に極めて大きなコストがかかる中、世界は、あらゆるレベルにおいて、持続可能なバリューチェーンと持続可能な消費・生産パターンへのシフトを加速させる、今までに例のない協力を必要としている。**資源効率性と循環経済**は、一次資源への圧力を軽減し、資源の採取と加工による悪影響を緩和する上で重要な役割を果たすと同時に、将来起こり得る衝撃に対する経済の強靱性を高め、イノベーションを促進し、ウェルビーイングを向上させ、経済、社会、環境的に有益な成果を高めることができる。
2. 「世界資源アウトルック 2024 報告書」でも指摘されているとおり、資源の利用方法を変えるための喫緊かつ協調的な行動がなければ、物質資源の採取量は、2020 年のレベルから 2060 年まで、60%近くも増加する可能性がある。急激な需要の増加を踏まえると、資源利用量の増加は、資源の採取、加工、廃棄が環境に及ぼす影響と相まって、経済の資源基盤に対する圧力を増大させ、将来のウェルビーイングを危険に晒さないために慎重な管理を必要とする。採取活動は、経済的機会をもたらし、エネルギー移行に不可欠である一方で、土地の劣化、森林減少、生物多様性の損失、汚染などの環境リスクや、時には人の健康への被害、人権や労働者の権利の侵害、紛争、腐敗などの潜在的な社会リスクも伴う。したがって、これらの活動は、人権を十分に尊重し、可能な限り高い環境、社会、ガバナンス基準に従うことが不可欠である。
3. 我々はまた、経済的便益を維持しつつ、繊維・アパレルの生産と消費による社会、環境及び気候への圧力と影響を低減するためには、循環経済への体系的な転換が必要であり、G7 がこの転換を主導すべきであることを認識する。一次資源からの繊維・アパレル生産は、汚染や温室効果ガス排出の増加や、水や生物多様性などに関する重大な環境影響を発生させ、繊維生産は過去半世紀で 4 倍に増加した。ライフサイクルを通して、衣服は、マイクロプラスチックを含む微量汚染物質である繊維を排出し、衣類は下流段階でリサイクルされることはあまりない。さらに、使用済み衣類の多くはアフリカやアジアを含む低所得国に輸出され、現地の廃棄物管理を圧迫している可能性がある。
4. こうした文脈において、我々は、革新的かつ科学的に進んだアプローチを促進し、一次資源利用への圧力の緩和や、また利用の削減を含め、資源効率性を向上し循環経済への移行を迅速に行う。また、ウェルビーイングを向上させ、不平等と環境影響を低減しつ

つ、経済成長から、負の環境影響及び一次資源利用のデカップリングを促進するため、製品ライフサイクル全体及びバリューチェーン全体にわたる体系的なアプローチを促進する。

5. 特に「世界資源アウトルック 2024」等 UNEP 国際資源パネルや OECD の関連報告書及びガイドラインなど、利用可能な最良の科学的根拠と知識に基づき、また、G7 資源効率性アライアンスを通じて実施された有益なイニシアティブを称賛し、

6. **我々はコミットする。**

- i. 特に重要鉱物・原材料、繊維及びファッションなど、具体的な共同行動が必要とされ、影響力が大きいバリューチェーンやセクターに努力を集中させ、ベルリン・ロードマップの実施を促進する。
- ii. 我々は、バリューチェーン全体を通じて循環経済の実践を促進し、繊維・ファッション産業の持続可能で倫理的かつ循環的な未来を世界規模で推進することを通じ、同産業における体系的かつ革新的な変化を促進するための重要かつ具体的なステップを踏むため、2024 年末までに、政府、企業、ステークホルダー、パートナー間で、共通かつ自主的な**循環型繊維及びファッションに関するアジェンダ**の策定に取り組むよう、G7 資源効率性アライアンスに求める。このアジェンダは、この分野における既存のイニシアティブを補完し、重複を避けつつ、（短期から中期の時間軸の中で）自主的に実施される一連の具体的な行動を定めることを目指すべきであり、これには、繊維・ファッション製品の持続可能な設計の強化、再利用とリサイクルの促進、拡大生産者責任制度、バリューチェーン全体の透明性とトレーサビリティ、製品のオンライン購入を含む消費者情報の側面が含まれ得る。
- iii. 特に、鉱山から最終製品までのバリューチェーン全体にわたって、重要鉱物及び原材料を廃棄物から特定・分別することができるリサイクルシステムと革新的な技術の開発と高度化を推進し、これらを最大限に回収することで、一次資源の供給の確保と必要性の低減に貢献する。
- iv. 利用可能な最良の技法と技術、及び強固な ESG 基準により操業され、重要鉱物及び原材料を含む廃棄物を、環境上適正かつ高効率な方法で管理できる施設において、重要鉱物及び原材料の国内及び国際的なリサイクルと回収を拡大する。
- v. 人の健康と環境を保護し、公正で透明性があり、追跡可能な廃棄物の取引を促進するために、適用される国際規則・規制、特にバーゼル条約と、回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する OECD 理事会決定と、それらに対応する事前通告・同意手続に従い、廃棄物の越境移動の規制を、必要に応じて、引き続き実施する。

- vi. 能力開発や自主的かつ相互に合意された条件下での技術移転等を通じ、低・中所得国が資源効率的な循環経済へ移行し、廃棄物管理を改善し、現地での付加価値向上を可能にする支援を行う。
- vii. 事前通告・同意手続を改善することを含め、循環型ビジネスを促進するため、適切なフォーラムにおいて関連の議論の支援を継続する。
- viii. 製品設計の改善、拡大生産者責任制度の推進、循環型ビジネスモデルの支援、製品の持続可能なライフサイクルの枠組みの設定、グリーンウォッシングへの取組などのイニシアティブを通じて循環経済を推進することにより、生産者と消費者の重要な役割を強化する。
- ix. 民間セクターによる CEREP（循環経済及び資源効率性原則）の実施を促進するために、政策ガイダンスや、比較可能な指標、情報開示スキーム、デジタルプラットフォーム、技能開発を提供し、セクター横断的及び官民のパートナーシップを強化することなどを通じ、バリューチェーンにおいて循環経済の実践を拡大するにあたっての障壁に対処し、これを促すための環境を整備する。

自然と人間のための地球規模の汚染への取組

7. 我々は、三つの危機の一部として、拡大する世界的な汚染の危機に対処することの緊急性を認識する。汚染は、人間や動植物の健康、環境に深刻かつ不均衡な被害をもたらしており、世界経済、福祉、開発にも悪影響を及ぼしている。我々は、あらゆる発生源からの汚染リスクとその悪影響を、自然と人々に害を与えないレベルまで予防・削減することに、改めてコミットする。
8. 我々は、現在及び予測される将来のプラスチックの生産と消費の水準について懸念を表明し、憂慮すべき速さで増え続ける世界の**プラスチック汚染**に取り組むため、我々の集団的及び共同の努力を大幅に強化する必要性を認識する。我々は、あらゆるレベルにおいて信頼できる科学が果たす重要な役割と、プラスチック汚染が人の健康、環境、動物、植物及び生態系に与える世界的な影響の理解をさらに深めることの重要性を強調する。
G7 は、2040 年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること、また、プラスチックのライフサイクル全体に対応し、持続可能な生産及び消費を促進する包括的なアプローチに基づき、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書を 2024 年末までに策定するための作業を完了するよう、政府間交渉委員会（INC）を支持することに改めてコミットする。カナダで開催された第 4 回政府間交渉委員会（INC4）会合は、国連環境総会決議 UNEP/EA.5/Res.14 で定められたマンデートの達成に向けた重要な一歩であった。可

能な限り高い野心の条文に合意するよう、我々は、INC の全メンバーに対し、未決事項について全体の収束が得られるよう特定の側面や条項について前倒しで作業する、関係する全ての主体を巻き込む等、韓国で開催される第 5 回政府間交渉委員会（INC5）会合に建設的に関与することを求める。

9. 我々は、プラスチック汚染を終わらせるために、一次プラスチックポリマーの世界的な生産と消費を削減し、適切な場合には、制限する意欲をもってプラスチックのライフサイクル全体を通じて野心的な行動をとることにコミットし、また、国際社会に対しても同様の行動をとるよう求める。これらの行動には以下が含まれる。耐久性、リユース、修理、リサイクルを含め、製品に最低限必要な循環設計性能基準や要件を設定すること。使い捨てプラスチックを含む不必要で問題のある回避可能なプラスチック製品、懸念のあるポリマー及び化学物質に対処すること。リサイクル不可能なプラスチックを削減すること。人の健康や環境に重大なリスクをもたらす可能性のある、懸念のある化学物質や添加剤について、可能な場合にはそのような製品・素材をフェーズアウトし、バリューチェーンを通して素材・化学物質組成の透明性を高めるなどの対策を通じてリスクを管理すること。プラスチック汚染に起因する費用を内部化するためのツールを適用すること。マイクロプラスチックの発生源、経路、影響に対処すること。適切な場合には、拡大生産者責任のスキームを確立または改善する、プラスチック廃棄物の分別収集、選別、リサイクルを改善することなどにより、プラスチック廃棄物の環境的に健全な廃棄物管理を確保すること。

我々はまた、各種ガイドラインやデータ・情報のリポジトリ等について、既に進行しているいくつかの取組やツールがあることを認識しつつ、特に（モニタリングの）手法、データ収集、評価ツールの標準化を通じて、科学に基づくプラスチック汚染のモニタリングの調和を促進することにコミットする。我々は、プラスチック汚染を効果的に終わらせるために、公的及び民間、国内及び国際的に、あらゆる資金源からの資金支援を動員することの必要性を強調する。

10. 我々は、第 5 回国際化学物質管理会議（ICCM5）に先立って世界銀行が発表した調査結果によれば、管理が不十分な化学物質による汚染を含む**化学物質汚染**の人間の健康への悪影響は、人間のウェルビーイングや経済的損失への多大な影響と関連しており、特に低・中所得国において顕著であることに、大きな懸念と共に留意する。我々は、化学物質や廃棄物の適正管理に関して、科学に基づいた地方、国、地域、そして世界的な行動を支援し促進するために、あらゆるレベルで科学と政策の接点の強化が急務であることを強調する。

11. 我々は、例えば内分泌かく乱化学物質の放出及び重大な懸念のあるペル及びポリフル

オロアルキル化合物（PFAS）等の環境中での残留性が特に懸念される物質等によって引き起こされる化学物質汚染をより積極的に防止し、不可能な場合には最小化するという我々のコミットメントを想起する。

12. 従って、我々はコミットする。

- i. 「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC） — 化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」、ボン宣言、及び ICCM5 で採択された決議を支持し、実施するとともに、全ての国と関係者に、化学物質と廃棄物による汚染の危機に対する行動を強化するため、これらを実施することを求める。
- ii. 開発途上国での適切な場合における能力構築及び財政支援を含め、GFC の世界規模での実施に積極的に貢献する。また、我々は、関連する国際機関の統治組織に対し、GFC のゴールとターゲットを、その作業プログラムと予算に、適切な場合には、統合するよう求める。
- iii. 化学物質、廃棄物、汚染防止に関する野心的な科学・政策パネルの 2024 年末までの設立を引き続き支援する。パネルは政策による規定を受けることなく政策関連の科学的評価及び報告書を提供し、意思決定に情報を提供するとともに、地方、国、地域、世界による科学に基づく行動を支援及び促進する。我々は、塗料中の鉛に関する過去の国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）の作業を踏まえ、鉛汚染とその発生源を最小化する観点から、GFC の懸念事項として鉛を含めることを提案する。鉛汚染とその発生源の最小化は、鉛汚染源を削減する低中所得国（LMICs）の能力構築を促進する各国の行動により実現できる。
- iv. 我々は、LMICs における鉛への曝露を削減するため、また、G7 の鉛専門家を通じて提示された文書（Visioning Document）を基礎とし、G7 の更なる協力を歓迎する。

13. 我々は、三つの世界的危機に対する**大気汚染**の重大な影響を理解し、大気汚染が健康に対する最大の環境リスクのひとつであることを認識している。また、大気汚染が国境を越えて移動し、広範囲に影響を及ぼす可能性があることも認識している。我々は、人間の健康へのリスクを軽減し、生態系を保全し、生物多様性の損失を防ぐために、越境を含む大気汚染の影響削減について大きな進展を遂げる必要がある。

14. 我々はコミットする。

- i. 大気質に関する協力ネットワークに参加し、グローバル・オンライン・プラットフォームを通じて関連する知識、情報、専門知識を共有すること、また、大気汚染へのさらなる取組を優先することを支援する目的で、大気汚染に関して活動する国連またはその他の地域機関を含む、既存の地域協力機関を強化し、また、さらなる

地域協力機関の創設を支援すること等により、「世界的な大気質の改善のための大気汚染に関する地域協力の促進」に関する第6回国連環境総会（UNEA6）決議の実施を支援する。

- ii. 暫定目標を含む世界保健機関(WHO)の最新の大気質ガイドラインを念頭に置き、野心的な国内における大気質基準を設定する。
- iii. 相互学習、利用可能な科学及び技術的専門知識・情報により能力開発を支援する。
- iv. 統合的な気候・大気質管理計画の策定と活用を支援し、また、汚染の影響を緩和し、大気質を改善するため、国家戦略を策定し、活用する。

生物多様性及び生態系の保護・保全・再生・持続可能な利用及び管理を強化し加速する

15. 陸域、淡水域、海域の生物多様性は、前例のない驚異的なスピードで減少している。地球上の生物種は、過去 1,000 万年間における平均に比べて少なくとも数十倍から数百倍の速度で絶滅している。「IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」（2019 年版報告書）では、我々が直面している生物多様性の危機について明確かつ強力な根拠を示しており、生物多様性の損失は、土地と海洋の利用の変化、生物の直接採取、気候変動、汚染、そして（「IPBES 侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書」で示されたように）侵略的外来種等の人間活動によって直接引き起こされているものである。2019 年版報告書はまた、急速な人口増加、持続可能ではない生産と消費、関連する技術開発が、損失の主な間接的要因であることを強調している。昆明・モンテリオール生物多様性枠組（KMGBF）は、包括的な対応策を提示している。生物多様性、気候変動、汚染、健康は相互に関連している。従って、我々は、ワンヘルスアプローチを通じて、人、動物、植物、生態系の健康を改善するために、セクターや分野を超えた協力を促進・支援し、四機関（世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（WOAH）、国際連合食糧農業機関（FAO）、国連環境計画（UNEP））の国際的な指導的役割を認識する。また、我々は、CBD の全ての締約国に対し、生物多様性条約第 16 回締約国会議（COP-16）において、生物多様性と健康に関する効果的なグローバルアクションプランの採択に向けて努力すること、及び、CBD 決定 15/9 に従い、同会議において最終決定される、遺伝資源に関するデジタル配列情報（DSI）の利用に関する利益配分のための多数国間メカニズム（グローバルファンドを含む）を更に発展させ、運用することを求める。

16. 我々は、老齢林のみならず原生林を含む世界中の森林が複数の生態系サービスを提供していることを認識する。我々は、森林減少、森林消失、森林劣化の速度が依然として憂慮すべき速さであること、そして、世界の森林が世界の気温上昇を 1.5°C 以内に止める気候変動の緩和、適応及び、生物多様性の保全・保護の実現に貢献するためには、森

林減少を速やかに止め、回復させなければならないことについて引き続き深刻な懸念を抱いている。2030 年までに世界の森林減少と森林劣化を止め、森林消失の状況を好転させることは、持続可能な生計を促進し、女性、若者、先住民、地域コミュニティなど、最も脆弱な人々やコミュニティへの支援と連携して進めなければならない。我々は、あらゆる資金源からの森林に関する資金を拡大することにコミットする。この文脈において、我々は、環境・社会セーフガードを尊重しつつ、開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化（REDD+）への、成果支払い、十全性（質）の高いカーボンクレジットだけでなく生態系のサービスへの支払い、及びその他の革新的な資金メカニズムの役割の重要性を適切な場合には、認識する。

17. 我々はコミットする。

- i. 昆明・モンテリオール生物多様性枠組（KMGBF）の迅速かつ完全で効果的な実施、及び政府全体及び女性、若者、先住民を含む社会全体のアプローチによる各ゴールの達成。
- ii. 生物多様性条約締約国である G7 メンバー国においては、生物多様性条約第 16 回締約国会議に先立ち、KMGBF を反映した最新の生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAPs）を改定し、提出すること、または KMGBF の全てのゴール及びターゲットを反映した国家目標を公表すること、資源動員や KMGBF モニタリング枠組の指標セットを含む計画、モニタリング、報告及びレビューのための野心的かつ効果的なメカニズムの採用などの積み残された諸課題の解決に向けて、他の締約国と協力すること。
- iii. KMGBF のターゲット 6 を達成し、侵略的外来種（IAS）に焦点を当てた KMGBF の実施に関する G7 ワークショップの開催を含め、IAS とその圧力及び影響を管理するため、国際協力とビジネス及びその他のセクターの参画を強化するために協働することにより、IAS の導入を防止し、その影響を最小化する。
- iv. 利用可能な最良の科学と生態系の回復に重点を置いて、環境的に持続可能な植林及び再植林の取組を世界的に大幅に増加させるだけでなく、生態系から生み出される製品や生態系サービスの持続可能な提供を含めた森林保全、森林及びその他の樹林地の持続的な管理、持続可能な木材利用、森林の健全性の向上を促進し、継続的に強化するために協力することを含め 2030 年までに森林減少と森林劣化を止め、その状況を好転させるための世界的な取組の実施を前進させる。
- v. 需要側と供給側の対策の重要性を認識し、世界の森林減少と森林劣化に対する G7 メンバー国の影響を軽減するため、農業生産を森林減少並びに森林及び土地の劣化から切り離す持続可能なサプライチェーンを促進する。
- vi. 森林減少と森林劣化を止めるための国際協力を強化する。

- vii. 「森林・自然及び気候に関するカントリーパッケージ」を通じて我々の提案を調整することを含め、公共政策が森林と自然に対しネイチャーポジティブなものとなるよう方向付け、森林を構成する樹木を保全・保護・回復するための革新的な資金的解決策を開発する。
 - viii. FAO-SER-IUCN から 2024 年に発表された「Standards of Practice to Guide Ecosystem Restoration」など、森林及びあらゆる種類の生態系の再生のための包括的な科学主導ツールの利用を支援する。
18. 2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させることは、生態学的に必要であるだけでなく、社会的・経済的にも必須である。生物多様性の継続的な損失は、我々の生命維持システムを脅かし、気候変動に対処する能力を危うくし、持続可能な開発を弱体化させる。したがって、国際的な生物多様性のターゲットやゴールを達成するために、財政的な手段を含むがこれに限定されない、あらゆるツールを提供し、実施手段を動員することが必要である。この観点から、KMGBF のターゲット 18 は、2025 年までに生物多様性に有害な補助金を含むインセンティブを特定し、2030 年までに世界全体で少なくとも年間 5,000 億ドル以上を削減し、有益なインセンティブを拡大することを目指す。またターゲット 19 は、生物多様性のために 2030 年までに少なくとも年間 2,000 億ドル以上をあらゆる資金源から動員するとともに、国際的な財源を通じて 2025 年までに年間 200 億ドル、2030 年までに年間 300 億ドルを動員し、相互に関連する生物多様性と気候変動の危機に対する資金の共通便益と相乗効果を最適化することを目指す。我々全員が、生物多様性に有害な補助金を含むインセンティブを未だ懸念しており、全ての関連組織に対し、そのようなインセンティブの特定を支援することを含め、我々との協力を継続するよう要請する。また、我々全員は、特に 2025 年までにこれらのインセンティブを特定し、方向転換または撤廃するとともに、遅くとも 2030 年までに生物多様性の保全及び持続可能な利用のための有益なインセンティブを拡大し、遅滞なく初期措置を講じることなど関連するコミットメントの遂行に努めている。

我々はコミットメントを再確認する。

- i. 2025 年までに、自然に関する国内及び国際的な資金を大幅に増加させる。
- ii. 2025 年までに、我々の国際開発援助が自然を損なわず、人間、気候、自然のために全体としてプラスの成果をもたらし、KMGBF と整合を図る。
- iii. 生物多様性の損失を止め反転させるという我々の共通の使命を 2030 年までに、また自然と共生する社会というビジョンを 2050 年までに達成するために、KMGBF を実施するためのあらゆる財源を大幅にかつ漸進的に増加させる。
- iv. 関連する全ての財政及び金融の流れを KMGBF と整合させ、他の国及び金融機関、特に国際開発金融機関 (MDBs)、及び適切な場合には国際金融機関 (IFIs) にもこれを実施するよう求める。

19. 我々は、生物多様性保全のために民間資金や慈善資金を活用することの重要性を強調するとともに、資金動員における MDBs を含む IFIs の重要な役割を強調し、それらの政策、投資、運営及びガバナンスにおいて気候及び環境問題を主流化することを求める。気候変動枠組条約第 26 回締約国会議において MDBs は、「自然・人間・地球に関する共同声明」で、政策・投資・運営において自然を主流化することをコミットした。生物多様性条約第 15 回締約国会議における資源動員に関する決定により、KMGBF の実施を支援するため MDBs や IFIs の改革と生物多様性資金へのアクセスの特定・増加・報告・簡素化の促進が要請された。我々は、MDBs 及び適切な場合には、IFIs に対し、そのマンドートに沿って、KMGBF の実施を支援し、そのポートフォリオ及び資金の流れを KMGBF に適合させ、あらゆる資金源からの資金を活用すること、KMGBF の実施に貢献する投資を特定し、監視し、報告することを含め、生物多様性への支援を可能な限り早期に強化することを求める。

20. **我々はコミットする。**

- i. 特に 2025 年を期限とするコミットメントについては、その達成に残された期間が限られていることを認識しつつ、上記で言及したような既存のコミットメントを達成するための努力を緊急に加速する。
- ii. 生物多様性の保全、再生及び持続可能な利用を、あらゆるセクターの中で、そしてあらゆるセクターを横断して、G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンスを通じてものを含めて統合的なアプローチと協力を促進し、主流化し続ける。
- iii. 適切な場合には、環境経済勘定枠組みを通じて生物多様性と経済との関連性を測定し、適切な場合には、KMGBF のゴール 15a 及び主要な国際的な持続可能性基準に沿って、特に自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）によって作成されたものなど自然に関する報告枠組を前進させる最善の方法を模索する。
- iv. 企業や金融機関に対し、自然関連の影響や依存関係やリスクや機会を特定し、その変化に対応するために、主要な自然リスク評価と報告の枠組に精通することを奨励する。
- v. 開発途上国の KMGBF の実施を促進する昆明・モンテリオール生物多様性枠組基金を管轄する地球環境ファシリティー（GEF）への継続的な支援、革新的な支払いスキームの促進、資金提供の有効性・効率性・透明性の改善、民間資金の活用、ブレンデッドファイナンスの促進、新規及び追加的な資源調達のための戦略の実施、インパクトファンドやその他の手段を含む民間セクターによる生物多様性への投資の奨励を継続し、それによりあらゆる資金源から 2025 年までに自然に対する国内及び国際的な資金を大幅に増加させる。
- vi. 自然を活用した解決策（NbS）が気候変動緩和に、また気候変動適応にも大幅に資

することを認識し、気候変動と生物多様性の危機への対策における共通便益及び相乗効果の最大化のために、適切な場合には、我々の国際的な気候変動資金の大部分を引き続き投資し、他国にも同様の行動を奨励する。

- vii. 生態系サービスに対する支払い、グリーンボンド、生物多様性オフセットとクレジット、環境的・社会的セーフガードを伴う利益配分メカニズムなどの革新的な仕組みを促す。
 - viii. KMGBF の実施を加速させるため、生物多様性と自然に関する世界的な野心の継続を支援し、生物多様性の損失を食い止め回復させるための行動を促進するネイチャーチャンピオンネットワークを支持する。
 - ix. 開発途上国、特に LDC と SIDS に対し、「自然と人々のための高い野心連合」などの既存のイニシアティブに基づいて、KMGBF を実施するための技術的及び財政的支援を提供する。
21. 我々は、気候変動と生物多様性の損失が相互に関連しており、共に現代の最も差し迫った危機であることを認識する。我々は、UNEA 決議 5/5 で定義された NbS は、持続可能な開発を促進すると同時に、気候、生物多様性及び人間の幸福のために複数の利益をもたらすと確信する。生態系の保全、保護、再生、持続可能な利用及び管理は、特に、生物多様性の損失と土地の劣化を止め、回復させ、気候変動を緩和し、適応させ、食料と水の安全を高め、人間と生態系の健康を改善し、災害リスクと汚染を低減し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する。

22. **我々はコミットする。**

- i. 適切な場合には、更新された NBSAP、NDC 及び、更新された NAP の野心と包括性及び一貫性に特に重点を置いて、CBD、KMGBF、パリ協定を支援するための、各国の気候変動、生物多様性、土地回復の計画や戦略の立案と実施におけるより強力な相乗効果と一貫性及び関係省庁内及び省庁間の一貫性・連携・資源効率化を主流化する政府全体のアプローチ実施を促進する。
- ii. UNEA 決議 5/5 で定義された NbS の実施を強化し、気候変動と生物多様性のゴール達成を進めるために NbS の活用を加速する。
- iii. 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に述べられているとおり、全ての人の人権、先住民の権利、及び地域コミュニティの果たす重要な役割を尊重し、保護し、促進する。
- iv. KMGBF 実施に関する G7 ワークショップを開催し、NbS が実際にどのように効果的に実施されるのかについても検討し、NbS の可能性を拡大するため、途上国、特に最も脆弱な国に配慮しつつ、関心のある全ての政府、パートナー及び関係者と協力する。

23. 我々は、特に第2回世界海洋評価、「IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」（2019年版報告書）、「IPCC の第6次評価報告書」（「海洋・雪氷圏特別報告書」を含む）に反映されているように、世界の**海洋と海**の健全性について深い懸念を再確認し、気候変動・生物多様性の損失・汚染という地球環境の三つの危機に対応するための海洋ガバナンスに関する革新的行動を団結して求める。この観点から、我々は、利用可能な最良の科学的根拠に基づき、世界の海洋とその資源の保護・保全・再生・持続可能かつ公平な利用に関する世界的な取組を主導し、きれいで健全な生産的かつ回復力のある生態系を有する海洋の実現に貢献するという G7 オーシャンディールにおける我々のコミットメントを再度表明する。我々は、持続可能なブルーエコノミーに関する UNEP の活動に留意する。また、SDG14 のための資金の不足を解消するという我々の決意を再確認する。この文脈において、現存の主要な多国間の交渉成果の実施を大幅に進展させることが我々全員の責務である。特に、海洋を横断的なテーマとして認識し、海洋に関連する KMGBF のゴールとターゲットに焦点を当てながら、KMGBF の目標を達成すること、極めて重要な 30by30 の目標の達成に向けた重要な役割が強調される国連海洋法条約（UNCLOS）の下での国家の管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（BBNJ 協定）を進展させること、また、IMO による船舶からの温室効果ガス排出削減に関する 2023 年戦略を実施することなどである。我々は、海洋の保全と保護への重要な貢献として、2025 年 6 月にフランスのニースで開催される第3回国連海洋会議（UNOC-3）までに、現在進行中の主要な海洋関連の多国間プロセスを達成するという野心を持っている。また、我々は、GEF が BBNJ 協定の資金メカニズムの一部であり、その評議会が、BBNJ 協定の批准支援と早期活動の資金提供のために、最大 3,400 万米ドルの使用を承認したことを歓迎する。

24. したがって、我々は、**BBNJ 協定に関する G7 宣言を支持する。**

25. **我々はまたコミットメントを再確認する。**

- i. 海洋プラスチックごみ、船舶からの汚染、貨物やコンテナの事故による流出、放棄・遺失・または廃棄された漁具（ALDFG）を含む陸域由来と海洋由来の双方の海洋汚染の防止に取り組む。また、地域海協定及び行動計画並びに地域漁業管理機関及び枠組み（RFMOs/As）内の積極的な協働等を通じて、持続可能な漁業を推進しつつ、違法・無報告・無規制（IUU）漁業を根絶する。
- ii. 第12回世界貿易機関（WTO）閣僚会議で採択された WTO 漁業補助金協定の早期

発効及び実施促進のため、その受諾を積極的に推進する。また、可能な限り早期に包括的かつバランスのとれた合意に達するとの大志を持って、過剰漁獲能力及び過剰漁獲につながる漁業補助金に関する追加的な規定についての WTO での交渉を継続する。

- iii. IUU 漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国連食糧農業機関（FAO）の違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）の世界的な批准と効果的な実施を促進するとともに、PSMA の非締約国に同協定への参加を促しつつ、その実施を確保するための努力を促進する。
- iv. 第 29 回国連気候変動枠組条約締約国会議に鑑み、利用可能な最良の科学に基づき、国連気候変動枠組条約の下での「海洋と気候変動に関する対話」を含む、海洋を基盤とした気候変動関連の行動を強化し、この行動を我々の国家気候計画に含めることを検討する。
- v. 海洋・沿岸の生態系が、自然の炭素吸収源として気候変動の緩和と災害リスクの軽減に貢献し、また漁業や観光を含む地域経済の発展という複数の利益を提供する重要な役割を果たしていることを認識し、NbS やブルーカーボンの推進も含めた海洋・沿岸の生物多様性と生態系の保全・保護・再生・持続可能な利用と管理を確実にする。
- vi. 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）が、利用可能な最良の科学的証拠に基づき、特に東南極、ウェッデル海及び南極半島西岸における追加の海洋保護区（MPAs）を指定し、南極海における代表的な海洋保護区システムを早急に確立するための作業を支援する。
- vii. 国際海底機構（ISA）において、国連海洋法条約（UNCLOS）の下で求められている、深海底鉱物資源開発から生じる可能性のある有害な影響からの海洋環境の効果的な保護を確保する深海底鉱物資源開発に関する規制枠組みの策定に積極的に関与する。また、2023 年に札幌で採択された G7 気候・エネルギー・環境大臣コミニケで設定されたアプローチに従い、深海底鉱物の採掘に対し予防的アプローチをとることに対するコミットメント、及び環境が深刻な影響を受けないことを示し得る深海の海洋環境及び深海鉱業活動のリスクと潜在的影響に関する確固たる知見の基盤が ISA 理事会での我々の同意を検討する上で極めて重要であり、将来の採掘許可の前提条件であることを再確認する。
- viii. G7 オーシャン・ディケード・ナビゲーション・プランで一致されたとおり、「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」において、革新的な海洋科学の発展と行動を推進するための共同の取組を支持する。

26. 2024 年に UNEP 傘下の地域海洋計画が 50 周年を迎えるにあたり、2024 年 6 月にコスタリカ主催で開催される海洋行動に関するハイレベル・イベント「Immersed in a

Change」と、2025年6月にニース（フランス）で開催される UNOC-3 に先立ち、我々は、地域海洋条約と行動計画（RSCAPs）及びその他の地域行動計画の海洋及び沿岸の環境保全活動における地域的なアプローチを促進する重要な役割と地球規模の海洋ガバナンスへの貢献を再確認する。我々はさらに、海洋汚染に対処し、海洋とその資源の保全と持続可能な利用を強化する上で、RSCAPs とその他の地域行動計画が果たす役割を再確認し、例えば SDGs の海洋に関連する目標、BBNJ 協定、KMGBF、国連環境計画が開催する海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書を作成するための政府間交渉委員会など、海洋に関連する国際公約とプロセスの実施を支援する。

我々はコミットする。

- i. 海洋に関する全ての国際的なプロセス及びフォーラムへの地域海洋条約及び行動計画の参画及びその準備プロセスと関連する成果の実施においての重要な役割を促進する。

持続可能な自然資源管理：土地と水

27. 安全な水と健全な土壌と生態系は、現在及び将来の世代の生活と生計に不可欠であり、洪水や干ばつを含む気候変動の悪影響を防止・緩和するのにも役立つ。持続可能な食糧生産、炭素貯留、生物多様性の保全は、自然資源を保全、保護、持続可能な管理、回復することによって改善することができる。持続可能ではない慣行は、土壌浸食を加速させ、温室効果ガスを放出し、汚染を増加させ、生物多様性と生産性を低下させ、三つの危機及び土地劣化と水不足の相互関係によってもたらされる増大する課題によって、これらの相互に結びついたシステムを脅かし、劣化させる一因となる可能性がある。
28. IPCC の「気候変動と土地関係報告書」を想起し、砂漠化対処条約（UNCCD）が 2022 年に発表した「地球規模土地概況（Global Land Outlook）」によると、地球の陸地面積の 70%以上が、人間の利用によって自然の状態から変容し、他に類を見ない環境劣化を引き起こし、地球温暖化に大きく寄与し、そして生態系の健全性にも影響を及ぼしている。このままさらなる劣化が続けば、陸域生態系の長期的な機能性と生産性が危険にさらされ、気候変動の影響や生物多様性の損失、汚染の影響を悪化させることになる。陸域生態系の保全と保護は、あらゆる種類の土地と景観の持続可能な利用と管理を促進し、劣化した土地の再生を加速させるとともに、持続可能な開発を促進し、SDGs と多数国間環境協定の関連する目標を達成するために極めて重要であることを認識しつつ、我々は、SDG15.3 に従い、土地劣化の中立性を達成することへのコミットメントを再表明する。

29. 我々は、森林消失と同様に土地劣化についても回避、削減、阻止、回復に向けた革新的かつ統一的な政策措置のために、NbS、アグロエコロジーやその他の持続可能なアプローチを含む適切な持続可能な解決策を必要としている。これとともに、KMGBF のゴールとターゲット、パリ協定の目標の達成を含め、統合的かつ首尾一貫した方法で三つの危機に対処していく。このような解決策は、農村部における持続可能な雇用と経済的な機会の創出を促し、コミュニティのウェルビーイング を向上させることができる。

30. この文脈において、**我々はコミットする。**

- i. 健全な土壌の消失を止め、回復させ、干ばつの影響を含む土地劣化と砂漠化に対処するための適切なイニシアティブを、国レベル及び世界レベルで推進すること、かつ 2040 年までに劣化した土地の半減を自発的に達成するという、G20 土地イニシアティブの下での我々の共通の目標も想起することにより、SDG15.3 に沿って 2030 年までに自主的に土地劣化の中立性（LDN）を達成することを目指し、UNCCD の下で、我々の努力を継続し、加速させる。この文脈で、我々は、国レベルでの自主的な LDN 目標の設定と実施を促進し、UNCCD の他の全ての締約国にもそのような行いを促し、2024 年 12 月にサウジアラビアにて開催される UNCCD-COP16 での野心的な成果を支持するように働きかける。
- ii. 土地の持続可能な管理と同時に地域社会を保護する方法をより良く理解するために、データと知識を共有する取組を含め、土壌の変化を評価し、土壌の健全性の改善を特定するために、国内の土壌モニタリングの取組を確立または強化し、適切な方法と優先順位を定義することを支持する。
- iii. 我々の中核的な国民経済統計に自然資本勘定を統合するために、国家の環境経済勘定を含み、定期的に公表することに向けて取り組み、経済的かつ財政的意思決定に情報を提供するためにその利用を促す。
- iv. 既存の投資を活用するために、革新的かつ環境に配慮したソリューション、コミュニティの参画、政策統合を提供するとともに、農村部における雇用機会の創出と、持続可能な新製品、市場、革新的な循環型バリューチェーンの開発を、特に土地劣化の影響に苦しむ地域社会において奨励しながら、気候変動、土地劣化、生物多様性の損失に対処すると同時に生活を支援する、相互支援的アプローチを通じて UNCCD、CBD、KMGBF、パリ協定の実施において、相乗効果を、適切な場合には、促進する。
- v. 2030 年までに、土地劣化と砂漠化、森林減少、森林消失と劣化を止め、回復させるための取組を加速させる。これは、森林と土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言、2030 アジェンダと SDGs で示された我々の共同コミットメントに沿ったものである。
- vi. 適切な国内的及び国際的な政策措置を通じて、農業及び商品生産を土地や森林の

劣化から切り離す、持続可能で、合法的、かつ透明性があり、トレーサブルなバリューチェーンに向けた支援の強化を継続する。

31. 我々は、アフリカ及び地中海盆地における持続可能な土地利用イニシアティブへの協調的かつ共通のアプローチを促進することを目的とし、国連開発計画（UNDP）や UNCCD のような国際機関や、民間セクターを含む世界及び各国の関連パートナーと連携する、任意の**持続可能な土地利用に関するハブ**を設置するという議長国イタリアのイニシアティブの発表を歓迎する。このハブは、持続可能な生計、食糧安全保障の強化、土地に基づく雇用と生活機会の促進に焦点を当て、土地劣化の最前線にいる先住民、若者、女性などのグループやコミュニティを特に考慮し、既存のイニシアティブとの重複を避け、相乗効果を高めつつ、土地劣化の中立性（LDN）、森林減少と森林消失と森林劣化を止め、好転させることに向けた革新的なプログラムの実施を自発的に支援することを目指す。
32. 水資源と水生生態系は、生物多様性、持続可能なエネルギー供給、水と食糧の安全保障、栄養、衛生、そして強靱な生活にとって極めて重要な役割を果たすことから、生命にとっても、三つの世界的危機に取り組むためにも不可欠である。特に自然資源の搾取、気候変動、汚染などによる環境悪化は、水の供給能力と質を低下させ、水生生態系にダメージを与えている。したがって、我々は、SDG6 の達成を加速し、グローバルな水行動を推進するために、流域レベルを含むあらゆるガバナンスレベルにおいて、持続可能で包括的かつ適応的な方法で、統合的水資源管理（IWRM）を実施することを支持する。2023 年国連水会議は、水行動強化に向けた大きなモメンタムを生み出し、水関連の課題に取り組むためのあらゆるレベルでの政治的コミットメントを生み出し、各国政府、パートナー、利害関係者の自発的なコミットメントによる水行動アジェンダを開始した。また、バリでの第 10 回世界水フォーラムやニューヨークでのワン・ウォーター・サミット、さらに 2024 年に予定されている 3 つの締約国会議など、水に関連する他のハイレベルフォーラムやイベントは、2024 年以降も世界の水アジェンダに焦点を当て続けるべきである。
33. 持続可能な開発、繁栄、平和にとっての水の重要性、及び具体的な行動の必要性を認識し、我々は、以下の目的のため、**G7 水コアリション**を設立することに**コミットする**[別添]。
 - 世界的な水危機に対処するため、共通の野心と優先事項を実現するための共通の目標と戦略を明らかにし、マルチセクター・アプローチの役割を強調する。
 - 世界レベルで水への政治的な関心を高め、G7 の影響力を高め、かつ他の世界的なイニシアティブを補完することを含めながら、既存のフォーラムやプロセスに、インパク

- トのある首尾一貫した方法で、水とセクター横断的な関連性を主流化する。
- SDG6 及びその他の水関連の国際的な目標やターゲットを達成するために、かつ主要な水イベントや水問題が議論・交渉される可能性のあるその他のイベントの準備におけるインプットや立場を調整するために、効果的、効率的、包摂的、かつ公正な政策を推進する。
 - 適切な場合には、関係する専門家と協力し、2025 年の活動について関連する G7 作業部会へ報告する。

さらに、**我々はコミットする。**

- i. 統合的水資源管理の重要性を促進するため、水に関する政策協力と研究を強化する。
- ii. 気候変動、生物多様性の損失、汚染の中で持続可能な開発を達成するために、水政策を強化するための効果的かつ包括的な解決策を迅速かつ包括的に実施する。そのような政策は、とりわけ、適切な場合には国境を越えた協力を通じたものを含め、あらゆるレベルにおける統合的な水資源管理の実施を求めるべきである。
- iii. 該当する場合には、水、生態系、エネルギー、食料安全保障、栄養の相互関係を考慮するとともに、持続可能な水管理と水生生態系の保護、保全、回復、持続可能な管理を、関連する政府間プロセス、ならびに国や地方の開発戦略や関連政策に主流化しながら、セクター、地域、アクターを超えて、水危機に対する首尾一貫した対応をとる。
- iv. 資源効率と循環経済を推進することにより、水資源を保全し、あらゆる水源からの水質汚染を削減する。
- v. 水と衛生への投資ギャップを埋めることを含め、持続可能で災害に強く、気候変動に強靱な水と衛生のインフラ及び NbS への投資を拡大する。

分野横断的行動

循環型かつ持続可能なバイオエコノミー

34. 我々は、循環型かつ持続可能なバイオエコノミー・ソリューションが、土地や海洋の劣化を防ぎ、土壌を再生し、限界地や砂漠化した土地、放棄された工業用地を再生するなど、生態系の再生・修復に貢献し、同時に産業にイノベーションをもたらし、ネット・ゼロの達成に貢献する可能性があることを強調する。生物多様性の損失を食い止め、好転させ、気候変動と闘い、森林減少、森林消失及び土地劣化を助長し、生態系とそのサービスを汚染し、害するような慣行を回避するための全体的な取組と歩調を合わせ、食料、生物由来原料、生物由来製品、生体物材料、バイオエネルギーの持続可能な生産に貢献する循環型かつ持続可能なバイオエコノミー・ソリューションを推進する。このよ

うな成果が、社会的、経済的、環境的な利益を、特に農村部などの地域規模で、また世界的な規模でもたらすことを確実にするためには、イノベーションへの継続的な投資とアクセスが必要となる。特に、地域社会、小規模農家、先住民を尊重し、取り込む必要がある。これには、食料、生物由来原料、生物由来製品、生物材料、バイオエネルギーの需要の増大から生じる、土地利用競合の圧力に対処するための研究と、持続可能な生産効率の向上が含まれる。この観点から、我々は、KMGBF に貢献する農業、水産養殖業、漁業、林業における持続可能性を高めることの重要性を再確認し、強調する。

35. 我々は、生物資源を生産・利用する様々な経済活動に対応した持続可能性基準の必要性を認識し、そのような基準が未だ存在しない場合には、特に、生物資源が持続可能かつ効率的に利用され、廃棄物の防止と最小化を実現するために可能な限り長く利用されるとともに別の用途に利用できるよう回収・リサイクルされ、また、エネルギーが回収されるよう、持続可能なバイオマス生産の範囲を尊重する。
36. 我々は、国、地域、世界レベルで実施された、循環型かつ持続可能なバイオエコノミー・ソリューションの成功例を共有する必要性を認識するとともに、G20 バイオエコノミー・イニシアティブで検討される可能性に向けて、強固で包括的なバイオエコノミー指標を設計するための情報とベストプラクティスを共有することを目的とした自主的な技術ワークショップを開催するという議長国イタリアによるイニシアティブを歓迎する。

地球規模の環境モニタリング技術

37. デジタル技術と宇宙技術は、気候変動の緩和、適応、自然資源と生態系の持続可能な管理を推進する重要なツールである。基本的な例としては、山火事対応を含む緊急事態管理から効率的なナビゲーションシステムまで、幅広い用途に対応する地球観測や画像データ解析ソリューションが挙げられる。さらに、宇宙拠点のプラットフォームは、環境モデリングに貴重なデータを提供し、政策立案者が持続可能な資源管理や気候緩和・適応戦略のためのエビデンスに基づく政策を策定することを可能にしている。したがって、我々を取り巻く環境からの情報の収集、分析、利用を効率的に可能にするこうしたツールへの投資を続ける必要がある。この広範な枠組みの中で、地球観測に関する政府間会合（GEO）及びその宇宙部門である地球観測衛星委員会（CEOS）における活動のような、様々な関係者（機関及び民間）間の協力は、デジタル・バリューチェーンの完全な価値化の加速に極めて重要である。
38. テクノロジーとそれに関連するサービスは、環境リスクの監視、予防、対応において中

心的な役割を果たすことができる。我々のレジリエンス・メカニズムとテクノロジーを強化することで、我々の社会と産業の将来の社会経済的コストを防止することができる。宇宙関連技術は、緊急事態の予防と対応のための統合システム、グローバル・モニタリング・サービス、大規模データ処理のための人工知能（AI）技術に基づく、複数の情報源（衛星、ドローン、通信システム、センサー、管制室など）からの高品質でタイムリーなデータ分析など、マルチドメインアプリケーションによって、大きな貢献を果たすことができる。衛星画像、航空写真、その他のリモートセンシング技術により、温室効果ガスやオゾン層破壊物質の排出量を測定することを含め、気象、大気質、オゾン層破壊、気候変動の監視が可能になり、また、水循環、土地利用、森林減少、生息地の損失、その他の有害な攪乱の変化の特定が可能になる。リモートセンシングの非侵襲的な性質は、生態系の破壊を最小限に抑え、持続可能性の目的に合致する。資源管理戦略への戦略的統合を通じて、リモートセンシングは精密なモニタリングと透明性のある報告を促進し、生態系への傾向、異常潜在的脅威の特定を可能にする。収集されたデータは、可能かつ実用的な限り、オープンデータとして利用できるようにすべきである。データスペースはデータ共有を効率的に支援することができる。デジタル・アプリケーションが環境に与える影響を考慮し、その利用が持続可能であるよう取り組む必要がある。

39. 我々はコミットする。

- i. 土地や水などの自然資源の持続可能な管理を強化するため、高度なリモートセンシング技術の利用を促進し、このような技術が提供する補完的な利点を強調する。
- ii. OCO-3、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）、CO2M、MicroCarb等、既存及び計画中の衛星を含む地球観測から得られる科学的データ並びに地球観測コミュニティによる活動の調整を強化することを通じて透明性を推進する。
- iii. 地球観測を活用したサービスと補完的アプリケーションの普及を提唱し、自然資源を保全、保護し、責任を持って管理し、その十全性を次世代のために保護する。
- iv. 多数国間環境協定の実施において、データ保護の基準を確保しつつ、地球観測データをオープンに交換する。
- v. 気候、エネルギー、環境に関する意思決定のための遠隔・現地の環境データの補完的な利用を改善するため、人工知能と機械学習を活用することで、新たな変革のためのキャパシティを向上させ、共有する。
- vi. 将来世代のために地球を守り、生態系の保全、保護、回復と自然資源の持続可能な管理を支援するための不可欠な手段として、地球観測の開発における継続的な革新と協力を強く推進する。

G7 及び第三国間の協力の推進

40. 我々は、2017 年 G7 の議長国イタリアのリーダーシップの下、ローマに設立された国連開発計画気候・エネルギー・環境センターが気候変動対策、エネルギー移行、気候ファイナンスへの若者の参画に関して実施した貴重な活動を認識し、本センターが G7 メンバーとアフリカ諸国や最も脆弱な国々を含む途上国との間の将来の自主的な協力に関与することを歓迎する。

SDGs を都市や地域にローカライズし、進捗を加速させる

41. IPCC の第 6 次評価報告書、今般の OECD 報告書「気候変動対策とレジリエンスのための地域的アプローチ」、国際復興支援プラットフォーム（IRP）の報告書「都市の重み」などで強調されているように、都市は、ネット・ゼロ、気候変動にレジリエントでネイチャーポジティブな開発、生活の質の向上、異常気象や緩やかに進行する現象に対するレジリエンス、生物多様性の損失の阻止と回復、汚染対策に向けた世界的な変革の推進力として、極めて重要な役割を担っている。グローバルな課題はローカルな解決策を促し、ローカルな解決策はスケールアップすることで、循環的、公正かつ包摂的な方法でグローバルな戦略を推進し方向づけることができる。地方、市町村、その他の形態の政府の行動力を強化することは、三つの危機に対処するための世界的な取組を拡大するための重要な要素であり、最終的には、より広範な持続可能な変革に利益をもたらすものである。
42. この文脈において、我々は、2030 アジェンダの SDGs の達成における都市と地域の特別な役割を認識し、G7 と G20、そして国連システム全体が、地方、地域、領域の政府や関係者を含むあらゆるレベルが関与する行動への支援、各国の都市開発政策の促進、相互学習の奨励、能力強化の支援、都市間の協力の促進を触媒して、複数の目標にまたがる進捗を一度に加速する SDGs のローカライゼーションへの効果的なアプローチを促進することを強く認めていることを想起する。
43. この文脈において、**我々はコミットする。**
- i. G7 都市大臣と協働し、気候変動、生物多様性の損失、汚染の影響を軽減するため、貧困撲滅や社会的・経済的成果を高める努力を行いつつ、NbS、グリーンインフラ及びブルーインフラによる対策などの、構築環境における優先的な行動を検討する。
 - ii. 議長国イタリアが国連人間居住計画（UN-Habitat）と協力し、SDGs のローカライゼーションに関する国連ハイインパクト・イニシアティブ、国連ローカル 2030 連合、及び地方都市と中間都市に関する G20 プラットフォームに沿って 2024 年後半に立ち上げる予定の SDGs のローカライゼーションに関するパートナーシップ・

プラットフォームを通じた行動を含め、最も必要性が高い国々における関連行動の実施について、G7 開発大臣及び G7 都市大臣と協議する。

持続可能なバリューチェーン

44. 我々は、関連商品の生産に関する森林減少並びに森林及び土地劣化のリスクを低減する努力を継続するという我々のコミットメントを想起する。我々はまた、資源の持続可能かつ効率的な利用、森林の健全な管理、保全及び保護、生物多様性、水質と水のアクセス及び管理の改善を支援するため、循環経済の促進、持続可能な農業生産性の増加の促進、有機農業、アグロエコロジーやその他の革新的なアプローチの活用によって、バリューチェーンにおける持続可能性と強靱性にインセンティブを与える拘束力のある及び拘束力のない効果的な政策手段を組み合わせる実施・促進する努力を強化するという我々のコミットメントを想起する。
45. コーヒーのバリューチェーンは 50 カ国、1,100 万ヘクタールに及び、2,500 万人以上の小規模農家が公正な生活所得労働を達成できないことが多い。また、気候変動と生物多様性の損失によって悪化した環境問題に直面しており、それらの問題は、すでに品質、収穫量、長期的な持続可能性に影響を及ぼし、社会経済と開発の脅威となっている。我々は、このような環境と開発の課題を認識し、イタリア議長が発表した、**持続可能で強靱な、循環的で再生可能なコーヒーのバリューチェーンのための官民パートナーシップ・イニシアティブ**の設立を歓迎する。提案されているイニシアティブは、G7 メンバーが任意で参加できるもので、FAO、UNDP、国連工業開発機関（UNIDO）、国際コーヒー機関（ICO）とそのコーヒー官民タスクフォース（CPPTF）といった国際パートナーの専門知識を活用する。それはまた、努力の重複を避け、官民のパートナーシップを促進するとともに、未来に適合し、気候変動に強靱で、環境に優しく、公平で、持続可能な経済成長の原動力となるよう、生産国が自国のコーヒーセクターを変革する努力を促進する。